

平成26年第6回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成26年12月8日（月曜日）

○議事日程

平成26年12月8日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	久 保 潤 爾 君	2 番	橋 本 龍 太 郎 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	清 水 浩 司 君
5 番	藤 村 こ ず え 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	平 田 豊 民 君	8 番	田 中 敏 靖 君
9 番	中 林 堅 造 君	10 番	三 原 昭 治 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	重 川 恭 年 君
13 番	高 砂 朋 子 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	安 村 政 治 君	16 番	吉 村 弘 之 君
17 番	上 田 和 夫 君	18 番	松 村 学 君
19 番	田 中 健 次 君	20 番	山 下 和 明 君
21 番	山 根 祐 二 君	22 番	行 重 延 昭 君
23 番	河 杉 憲 二 君	24 番	今 津 誠 一 君
25 番	安 藤 二 郎 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君																	
教	育	長	杉山一茂君	代	表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君									
総	務	部	長	吉川祐司君	総	務	課	長	林	慎	一	君											
総	合	政	策	部	長	持	溝	秀	昭	君	生	活	環	境	部	長	福	谷	眞	人	君		
健	康	福	祉	部	長	藤	津	典	久	君	産	業	振	興	部	長	山	本	一	之	君		
土	木	都	市	建	設	部	長	金	子	俊	文	君	入	札	検	査	室	長	金	谷	正	人	君
会	計	管	理	者	桑	原	洋	一	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	末	岡	靖	君	
監	査	委	員	事	務	局	長	藤	本	豊	君	消	防	長	牛	丸	正	美	君				
教	育	部	長	原	田	知	昭	君	上	下	水	道	局	次	長	大	田	隆	康	君			

○事務局職員出席者

議会事務局長 中村郁夫君 議会事務局次長 中司透君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
執行部におきましては、熊谷産業振興部理事及び福田選挙管理委員会事務局長が欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。
4番、清水議員、5番、藤村議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、先週に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、1番、久保議員。

〔1番 久保 潤爾君 登壇〕

○1番（久保 潤爾君） おはようございます。無所属の会の久保潤爾でございます。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1点目は、空き家対策についてです。

先月の19日に国会で、「空家対策の推進に関する特別措置法」が成立いたしました。この法律は、そのまま放置すれば著しく保安上危険、または衛生上有害となるおそれのあ

る空き家、著しく景観を損なっている空き家、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な空き家などを特定空き家とし、これらの撤去や修繕に関し、必要な限度において職員が空き家に立ち入り調査ができる、また、固定資産税の課税情報の内部利用ができる。さらに、行政代執行の要件も緩和されるなどの内容が盛り込まれております。

これは、空き家対策への法律的根拠を付与するものであり、また、国が空き家問題の解消に向け本格的に動き出したことを示すもので、地方自治体にとっては大変心強い法律であると思います。

ことし7月に発表された総務省の住宅土地統計調査では、全国の空き家の戸数は820万戸で、全住宅戸数の13.5%を占めることが明らかになりました。そして、民間のシンクタンクによれば、空き家問題を放置すると、2028年には空き家率は23.7%、2040年には43%になると言われています。治安、防災の面で近隣の生活環境に深刻な影響を与えかねない空き家問題の解消は、防府市においてもますます重要な課題になってくると思います。

そこでお尋ねしたいと思いますが、今回の質問は、先日の高砂議員の質問と重複する部分がありますので、通告の要旨1の防府市の空き家の現状については御答弁いただかなくても結構です。

それでは、要旨の2の条例の見直しについてお尋ねいたします。

防府市空き家等の適正管理に関する条例は平成24年7月から施行されており、その附則には、施行後3年を目途として条例の見直しを行うということが記されています。

来年の7月がその3年目に当たり、ちょうどよいタイミングで特措法が成立しましたので、条例の見直しをされていくことと思いますが、現時点で答えられる範囲で結構ですので、見直しの内容、条例改正のスケジュールについてお聞かせください。

次に、特措法では、空き家に関するデータベース作成の努力義務が自治体に課されておりますが、現時点で防府市はデータベースの必要性等についてどのようにお考えでしょうか。

以上、2点について御答弁よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。それでは、空き家対策についての御質問にお答えいたします。1点目の質問につきましては、回答不要とのことでしたので、2点目の条例の見直しについては、まずお答えをさせていただきます。

本市におきましては、平成24年7月1日に「防府市空き家等の適正管理に関する条

例」を施行し、その附則で条例の施行後3年を目途として、必要な見直しを行うものとする」と規定いたしております。来年度には、施行後3年を迎えることとなりますが、議員御承知のとおり、このたび「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立いたしました。

同法では、国が定める基本指針に即して、市町村は「空家等対策計画」を定めることができる」と規定されております。本市では、条例施行後3年となる平成27年7月1日に向け、条例改正の検討も進めておりましたが、今回、特別措置法が成立したことから、国が策定する「基本指針」が示された後に、協議会を立ち上げ、「空家等対策計画」を策定し、その計画に沿った条例改正を行いたいと考えております。

次に、3点目のデータベースの作成についてでございますが、特別措置法の第11条に、「市町村は、空家等に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定されております。

空き家等の実態を把握し、総合的かつ計画的に対策を実施するための計画を策定する上におきましても、データベースの必要性につきましては十分認識しておりますので、今後積極的に、国や県から情報収集を行い、データベースの整備について検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○1番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。特措法が成立したばかりということで、条例の見直しスケジュールについても具体的なところというのが、今、御答弁、なかなかしにくいところであると思っておりますけれど、これ、ちょっとわかればいいんですけど、大体そういった国の「基本指針」とか、そういったものは、こういった法律を受けてできるというのはどれぐらいになるのでしょうか。どれぐらいの期間がかかるか、これまで御経験からどれぐらいになるであろうということを教えていただければと思うんですけども。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御答弁の中でも申し上げましたが、この特措法の中に、まず、国のすべきこととして基本指針を定めることというのが第5条に定められております。前後いたしますが、第3条には、空き家等の所有者等の責務も定められておまして、4条には市町村の責務というものも定められております。

先ほど御回答さしあげた手順に戻りますが、国が基本指針を定めた後に、市町村といたしましては、「空家等対策計画」を立てると。そのためには、まず協議会を設置することが定められておりますので、国の法案が実際に法として施行された後は、できるだ

け早いうちに、協議会等の設置、さらには計画の策定に入っていきたいと。

なお、このことに関しましては、先般、山口県のほうにおかれまして、県内各市町村を集められまして、空き家対策のための協議会も既に設立されておりまして、県内各市町村とも、今後の取り組みについてはほぼ横並びといたしますか、足並みをそろえて進んでいくことになるのかなというふうには思っておるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○1番（久保 潤爾君） 済みません、どうもありがとうございます。6月の施行後に進んでいくということで、着席しなければいけなかったんですが、済みませんでした。

それでは、再質問を少しさせていただきます。まず、新法の施行を受けて、これから、まだ条例を今から改正するということですが、これから条例に盛り込まれていくであろう項目について、再質問をいたします。

まず、固定資産税の内部情報が流用できるようになるわけですが、このことが、現在の空き家把握状況に対してどのような効果をもたらすかということをもまず1つ教えていただきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） これまで空き家対策につきまして、幾度か御質問いただきまして、その際にお答えをいたしました。やはり、個人情報であるということで、非常に情報の取り扱いには、私どもも慎重を期しておりましたし、また、難しいところも実はございました。

ただ、今回の法案の中の第10条に、「空家等の所有者等に関する情報の利用等」ということで、この空き家対策を進めていく上で、そういった課税情報等につきましても、この業務に限り、利用が今後一層図られるというようなことになってまいりますので、まずは、そういった条項を盛り込まれた新しい法ができるということで、これからはその法の中で情報の入手もできますし、また、関係者がわかった後は、是正等に向けた指導も進めていけるものというふうには期待はしているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○1番（久保 潤爾君） ありがとうございます。ぜひ、そういった情報も活用されながら、今、所有者が特定できない空き家というのも結構あると思えますので、そちらのほうに力を入れていただきたいと思えます。

もう一点、今回の新法で、行政代執行法の要件の緩和がまた盛り込まれておりますが、このことは、空き家の処理に関してどの程度有効に働くと、今の時点で、予測でも結構ですが、どうお考えになっておられるか教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、空き家等の指導もしくは、そういった手順の中でこういった措置がとれるかということで、行政代執行法というお言葉もございましたが、新しい法案の第14条に、「特定空家に対する措置」というものが実はございます。これに内容を確認しますと、私どもで制定をいたしております条例の手順と、手順につきましても、さほど変わっておりません。まず、助言、指導を行うこと、助言、指導を行った後に改善が認められない場合は勧告をします。勧告にかかる措置を、なおかつとられないときには命令という手順に入ります。その後ですが、実は、その命令に対して意見並びに申し出の機会を与えた後に、なお履行されない場合には、今回、行政代執行法の定めるところに従いということがきちんと明記してございますので、私どもの現在持っております条例、3年を期限としてということで改正案をこれまで検討してまいりましたが、こういった新しい法の中で、条文の整理等を行っていくようになるかというふうには考えております。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○1番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。何分にももう成立したばかりということで、今からいろいろと決まっていくことと思いますけれど、条例の改正がしっかりと空き家問題の解消に向かうような、そういった取り組みを今後ぜひよろしくお願いしたいと思います。

少しちょっと角度を変えますけれど、先日の高砂議員の質問に対する答弁で、一応現在も未処理の空き家が104件あるとのことでした。これから、新法の施行を受けて処理が進んでいくことになるんだと思いますけれど、今の最初の御答弁では、施行が6月、そして、指針が出て、協議会を設置して計画というふうに、まだまだ本格的な運用というのは先のことになってくるかと思えます。

しかしながら、本格的な運用が始まるまでの間にも、現在ある104件の空き家の老朽化、あるいは状況の悪化というのは進行していくわけでございます。

高砂議員の御答弁の中でも、現在、所有者の方にいろんな通知文を同封されて、啓発に努めておられるということでもございましたが、今回の一連の法制定の動きも、空き家の所有者の方にお知らせして、本格的な運用が始まる前に少しでも、今、自主的な撤去、修繕、管理を促していただくということを行っていただきたいと思うんですが、この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 御指摘をいただきました。また、御指摘をいただ

きます前段といたしましても、空き家対策につきましても、私どももこれまで進まない中ではございますが、積極的に情報提供を行ってきております。

高砂議員の御質問にもお答えいたしましたけども、県の対策センターとか、また、税の課税の封筒の中に、また今度そのあたりを明記していこう、既にチラシは配布しております。

そういったことから、所有者が判明しているものにつきましては、これまでも条例に基づき、適正な管理をお願いしてきたところですが、今回、特別措置法が成立いたしましたして、法的根拠が整備されましたことを受けまして、その旨を改めて関係者の方々に周知いたしまして、これまで以上に適正管理をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○1番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。ぜひそちらのほうも周知していただければと思います。

近隣に空き家がある方にとっては、一刻も早い解決というのはやっぱり求められていると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それと、固定資産税の優遇措置、これが空き家問題がなかなか解消に向かわないということの問題点の一つに言われてますが、この固定資産税の優遇措置についても、危険な空き家については、2016年にはその優遇措置を撤廃するという方向で一応議論が進んでおります。このことも所有者に通知することも考えられるんじゃないかと思っておりますので、御検討いただければということをお願い申し上げます。

最後に、市長にお聞きしたいと思っております。市長が副会長を務めておられる全国市長会が、今回、特措法成立を受けて、この法律を画期的なものであると評価した上で、税制上の措置の具体化に当たって自治体の意見の反映を求めるというコメントが出されております。税制上の措置に関するコメントはありますが、財政上の措置に関するコメントはございません。これは、当然措置されるものであるからということかもしれませんが、措置を求めたい、その具体的な中身については、この空き家対策に当たっている現場の職員がどのようなものを必要とするかという意見をしっかりと聞かれた上で、市長会において発言、発信していただければと思います。

先ほど、データベースについて質問をいたしました。データベースというのは、その空き家の危険度をやっているところは段階評価して、それを、例えば行政代執行しなければいけないということも客観的根拠になる大変大切なものだと思いますけれども、そういったデータベースを、茨城県では、自治体からそういった空き家のデータベース作成を請け負っている民間企業がございます。これは、作成と管理費用で規模によっても違いますが、

年間数百万円から数千万円かかると、外注ですけれどかかっているようです。

例えば、このようなものに対する措置、あるいは、先ほど積極的にというような御答弁だったと思いますが、市独自でデータベースをつくるにしても、例えば、臨時備人料などが発生する可能性がありますし、新法施行後に空き家対策の施策を展開する中で、さまざまに経費が発生してくると思います。ぜひ現場の意見を聞かれた上で市長会に発信していただき、財政上の措置について、自治体の意見を反映させるように御尽力いただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） この特措法の成立に向けましては、私ども市長会を挙げて取り組んできたところをごさいますて、ようやく日の目を見たということで、画期的なものと思います。

また、所管官庁であります国土交通省の委員会等におきましても、補助金や交付税措置についても言及をされているところをごさいますので、今後の状況をしっかり把握しながら、私どものちょうどいい改正期に入っておりますので、この時期にあわせて即応できる本市のものにしていききたいと、このように思っているところをごさいます。

いずれにいたしましても、データベース化等を行っていくことによりまして、空き家の個々の事情の違いが鮮明にわかってまいりますので、それが対策の上でもこのデータベース化は極めて有益な手法の一つであろうと、このようにも認識をいたしております。同時に、刻々空き家が生じていかないようにしていくことも極めて大切な姿勢ではないかというふうを考えているところでありまして、空き家がこれ以上どんどん増えていかないようにしていくと同時に、現在ある空き家について、個々の事情をしっかりと把握して対策を立ててまいりたいと、かように感じているところをごさいます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○1番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。データベースに関して非常に前向きな御答弁をいただきまして、大変ありがたいことであると思っております。

市長の今の言葉に、空き家化を未然防止するということも言われておりました。高砂議員の先般の質問でも、空き家になるのを防ぐということも大切ではないかという、もちろんその視点も大切であります。まだ生かせる空き家はしっかり生かして、定住促進などに使っていく、そして、危険な空き家に関しては、特措法施行を受けて適正に処理していく、この2点が大切だと思いますので、今後、執行部の皆様におかれましては、特措法成立を受けて、しっかりと取り組んでいただきたい。そしてまた、条例の改正に当たっては、議

会ともしっかりと情報を共有して、よい条例をつくっていくように努めていただきたいということを要望いたしまして、第1の質問を終わります。ありがとうございました。

それでは、2点目の若年層の市政への参画について質問させていただきます。

先日、第4次防府市総合基本計画の見直しに関する市民アンケート調査をいただきました。それを見ますと、アンケートに回答された方の年齢構成比が、60代以上が52.5%を占めるのに対して、20代が6.7%、30代が10.8%、40代が11.6%と、20代から40代の合計が29.1%となっております。

年齢別の人口比率でいきますと、60代以上が40.4%、対して、20代から40代は40.9%ですので、この点から考えるとアンケートの結果に若年層の意見が反映しにくいのではないかと感じました。

このアンケート結果を資料とした第1回まちづくり委員会を傍聴させていただきましたが、この年齢構成に対する疑問、つまり、若い人の意見が反映されにくいのではという疑問が委員の方からも出ておりました。

これに対しての執行部の回答は、今回の集計は単純集計であり、次回にはクロス集計等を行い、また、若年層の意見の傾向がわかるような資料を作成するというものであります。

そして、アンケートの手法についても、今回のものは、以前に一度、同手法でアンケートを行っておったので、比較のために同種を用いました。手法については、今後検討することでした。ぜひ若年層の意見をしっかりと引き出せる手法を御検討いただきたいと思います。

さて、現在は、地方分権の時代と言われ、かつてのような横並びのまちづくりではなく、各自治体が地域の実情に合った運営を自己の責任において行わなければならない時代となりました。そういった時代にあっては、市民の市政への参画と協働、分けても、若い世代の方が積極的に市政に参画することが重要であると思います。

しかしながら、先ほどのアンケートに見られるように、若年層の市政に対する関心は決して高いとは言えません。本来であれば、この世代がこれからの防府市を担っていくわけですから、アンケートの数値も若年層の比率のほうが高くなるくらいでなければならないと思います。

また、直近4年間に防府市で行われた選挙の投票率を見ても、60代から70代の方の投票率が70%から80%であるのに対し、20代の方の投票率はおおむね30%代、ひどいときには20%を割る。また、30代、40代の方の投票率も40%に満たないことが多いという状況があります。

先ほど言及しました地方分権の時代とともに、少子高齢化社会、人口減少社会の到来という社会情勢の中にあって、自治体の未来を考えていくには、その未来を主役として生きていく若者、子育て世代の意見を聞き、政策にしっかりと反映していくことが肝要であると考えます。しかし、その若年層の市政に対する関心が低いということは大変憂慮すべき事態ではないかと思えます。

そこでお尋ねいたします。防府市は若年層の市政の参画についての現状について、どう思われているかについて教えてください。また、その重要性、必要性について、どのような御見解をお持ちかをお聞かせください。

次に、冒頭で申しましたアンケートの手法も含め、若年層の意見を拾い上げるための工夫をされているか、されておられたらその内容、また、今後検討している手法がありましたらお答えください。

次に、次代を担う市民を育成するという意味で、小・中学校で市政に関心を持ってもらうための取り組みはできないかということを教育委員会にお尋ねいたします。

教育基本法14条では、第1項で政治的教養は、教育上尊重しなければならないことをうたい、第2項では、政治的教育において、政治的中立を担保しなければならない旨がうたわれています。

6月の一般質問で、橋本議員が、市長、議員が学校に出向いて出前授業を行ってはどうかという提案がございました。若年層の政治への無関心を憂える橋本議員の思いが伝わる質問でありましたが、政治的中立の担保の点から慎重を要するという御答弁でございました。

しかしながら、子どもたちが、自分が住んでいる自治体の客観的なデータや情報に基づいて、身近な問題について考えるということは、これは政治的な偏向をもたらすおそれは少なく、14条1項の趣旨にも合致するものと考えます。

学習指導要領によれば、小学6年生で、生活への政治の働き、中学校3年生で、地方自治の基本的な考え方、仕組みを学ぶわけですが、その際に、あわせて防府市の子どもにとって身近な題材、例えば、学校給食のこと、校舎や設備のこと、通学路のこと、ごみ処理のこと、あるいは男女共同参画のこと、ソラールや公園のことなどを取り上げて、それらと自治体とのかかわりについて、また、自分とのかかわりについて考えさせるような取り組みは可能でしょうか。

来年度から土曜授業が月に1回となることが決定しておりますが、それを活用してぜひ取り組んでいただけたらと思えますが、いかがでございましょうか。

また、中学校では、キャリア教育の一環として、いろんな職業の方を招いて、職業講話

を行うところもあると思いますが、そこに市の職員の方が出向いて、自治体の仕事について話をすることも、キャリア教育とともに、市政への関心を高める一助になると思いますが、いかがでしょうか。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。市民の市政への参画につきましては、平成25年4月に施行いたしました「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の基本原則において、「市長等は、特に重要な条例の制定若しくは改廃又は特に重要な計画の策定若しくは改廃をしようとするときは、広く市民等に意見を求めるものとする」と定めておまして、この基本原則に基づき、パブリックコメント、審議会等、意識調査、公聴会等、ワークショップなどの手法により、市民の皆様の御意見をお聞きするための機会を積極的に設けるよう努めているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、実施した手法に対する市民等の参画の状況を見ますと、若年層の参画が少ない状況が見受けられます。

例えば、各課が実施するアンケート調査におきまして、若年層の回収率は、50歳代以上の回収率に比べて低い場合が多く、また、審議会等の公募委員への応募については、年齢を応募の要件にしていなかったため、正確な統計はございませんが、若年層の応募者が少ないというのが現状でございます。

現在、若年層の参画を促すための取り組みとしては、審議会等においては、お勤めの方でも出席しやすいよう、会議を夜間に開催するなど、開催日時を工夫したり、小さなお子様連れの方でも、会議を傍聴できるように託児を行うなど、審議会等の内容にあわせて各課で対応を行っているところでございます。

また、その他の取り組みといたしましては、アンケート調査では、子どもに関係する内容であれば、学校や幼稚園、保育所などに御協力いただくことによって、保護者から高い確率で回答をいただいたり、ワークショップにおいては、親子で参加するワークショップとすることで、子育て世代の方にも参画をいただいたりしております。

参画の手法の実施結果につきましては、市のホームページや市広報などにより広く公表しているところでございますが、御自身の声が市政に反映されることをさらに実感していただき、市政への関心を高めていただけるよう、引き続き積極的な情報提供にも取り組んでまいりたいと存じます。

また、平成26年3月には、4名の公募委員を含む10名の委員からなる「防府市参画

及び協働の推進に関する協議会」を設置しまして、これまで5回にわたり本市の参画と協働の推進に関する事項を調査、審議いたしているところで、この協議会の中でも、引き続き、参画の現状の検証、課題の解決に向けた協議などを行ってまいります。

本市におきましても、今後の人口減少、少子化、超高齢社会を見据えた場合、これからのまちづくりの主要な担い手になるべき若年層の市民の皆様に市政に関心を持っていただき、その声を市政に反映していくことは重要なことであると考えております。

今後も、市民の皆様との参画のもと、豊かで活力あるまちづくりを進めてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 教育委員会に対する御質問についてお答えいたします。学校教育におきましては、議員御案内のとおり、学習指導要領に、小学校6年生で「国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映されていること」、中学校の公民分野で「地方自治の基本的な考え方について理解させる」等の内容が位置づけられております。各小・中学校では、これらの指導内容に沿って、児童・生徒が自治体の仕組みについて理解し、市民の一員としての自覚が芽生えるよう指導しているところでございます。

本年度の取り組みでございますが、土曜授業の中でも防災危機管理課やクリーンセンターの職員を講師に招き、保護者や地域の方々とともに、地域の防災対策やごみ処理の問題等について、理論と実践を含めた学習を行っている学校がでございます。

さらに、教育委員会の新規事業でございます「防府市夢プロジェクト」の一環として、市内各小・中学校から募集した児童・生徒を対象とした「菅公みらい塾」を開校したところではありますが、このプログラムの中で、防府の先人や歴史についての学習に加え、「こんな防府市になってほしい」をテーマとした討論会を実施する予定としており、まちづくりについての学習もすることとしております。

また、キャリア教育の一環としての職業講話に関しましては、現在多くの小・中学校で実施しているところでございます。職業講話の中で、市行政にかかわる職員の講話につきましては、議員御承知のとおり、生涯学習課が窓口となっております「聞いて得するふるさと講座」、通称「出前講座」がでございます。「出前講座」は、第四次防府市総合計画のまちづくり大綱に沿って各分野別に57の講座を設けており、それぞれの講座では、担当課の職員が出向いてお話をさせていただいております。

小・中学校での出前講座につきましては、議員御提案のとおり、市が行っている事業を知り、また、市政への関心を高めるための貴重な機会となりますので、これの利用促進に

つきましては、さまざまな機会を捉えて学校に提案していきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、今後とも、本市の未来を担う子どもたちが、地域を学び、地域の将来に夢をはせて語り合えるような機会を学校とともにつくってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○1番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。若年層の市政参画に関して、市としても、問題意識を感じておられ、そして、なおその重要性、若年層の意見を市政に取り入れるということの重要性に関しては十分認識しておられるという趣旨の御答弁だったかと思えます。

いろいろと工夫はされておられるということは、御答弁の中でよくわかりましたが、また、より一層若い人たちが、これから防府市を支えていく若い人たちが、市政に参加して、そして、自分たちが描く未来のために、市に対して意見を述べていけるような、ぜひそういった環境をつくるような努力をこれからも続けていっていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

教育委員会のほうから現在の取り組みについて御説明いただきまして、どうもありがとうございました。「菅公みらい塾」の中でこんな防府市になってほしいということで、まちづくりに関して、みんなが学ぶと、子どもたちが学ぶという、そういう取り組みが行われるということで、今回、私が質問しました内容に、趣旨に大変近いものであるなど感じているところでございます。

その中で、なるべく客観的などいいますか、今ある防府市の状況というものを子どもたちにある程度わかりやすく伝えた上で、その上で、これから君たちが生きていく防府市をどうしていこうかということ語れるような、そういった、先ほどの職業講話の点もそうですが、職業講話にしても、子どもたちと話すに当たって、子どもたちがいかに理解してもらえるかといったところ、わかりやすくということですね、わかりやすく伝えていけるような、そういった工夫をぜひお願いしたいと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

1点、きのう少し、1点目で質問いたしました空き家のことを調べているときに、ちょっとこちらに関連するような事例がありましたので、少しお聞きしますけれど、島根県の津和野で、2015年までに子どもが16人いなければ廃校になるというような、ちょっと16人という数字が正しいかどうかちょっと忘れたんですけど、とにかくある程度の人数に満たないと廃校になるということが決まっている小学校があるそうです。その小

学校6年生の児童が、それを何とか小学校を存続させるために、その校区にある空き家の改修を行って適正に住めるようにして、そこに人に来てもらって、小学校の存続を図るといふ取り組みを小学校6年生の男の子がやっておると、私、よく知らないんですが、クラウドファンディングというのを使って、資金を集めて、800万円ほど集めて、それがあれば、校区内の空き家を修繕、改修してそこに人が住んでもらうことができるから、ぜひ協力してくださいといったような、そういった取り組みを行っているという事例をちょっとのう見ました。

小学校6年生でも、やはり自分の自治体の問題というもの、この子にとっては、自分の小学校のことですから、物すごく身近なことだったわけですけど、そういったものを感じたときに、やはり、6年生は6年生なりにしっかりとそうやって、どうすればいいのかと考えた上で行動することができるんだなということを感じたわけでございます。

防府市に関しても、やはり小・中学校とはいえ、今、自分の自治体がどういった状態で、どういったところがよくて、どういったところに改善点があるのかといったことに、子どもなりにわかった上で考えていって、その子どもたちが大きくなったときに、市政にしっかりと参加してもらえるとすることは大変大切なことではないかと思っておりますので、ぜひ若年層の市政参画、そして、子どもたちの市政の関心を高める取り組みを行っていただきたいとお願いいたします。

それでは、最後に、大量生産、大量消費の高度経済成長期には、冒頭でも申しましたように、全国的に同じような政策がとられ、各自治体の平等性が重視されて、また、それがうまく機能していました。しかしながら、今、分権型社会へ転換していく中で、各自治体が創意工夫を行い、地域間競争を勝ち抜いていかなければならない時代になっております。

競争を勝ち抜くために必要な一つの方法が、人口流出を抑え、定住促進を図ることです。定住促進を図るためには、雇用対策、子育て支援に係る施策の充実が重要な要素になってまいります。そして、雇用、子育てについて最も切実な問題意識を持っているのは、20代から40代の若年層であります。そしてまた、地域の活性化にも必ず若い力が必要になってきます。若年層が市政に関心を持ち、自分たちができることは何かを考えて積極的に取り組んでいくことが、市政の発展のためには必要な要素であると思っております。これらの世代の意見がしっかりと反映される防府市であれば、これから訪れる誰も経験したことのない人口減少社会を乗り切っていけ、市長がよく言われます、「住むなら防府」と言われるまちになっていくことと思っております。この件に関する執行部のさらなる御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、1番、久保議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、18番、松村議員。

〔18番 松村 学君 登壇〕

○18番（松村 学君） 「自由民主党一心会」の松村でございます。本年最後の一般質問ですので、ぜひ安心して年が越せるような温かい御答弁を期待して臨まさせていただきますと思います。

それでは、通告に従い質問をいたします。

まず、初めに、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の地権者の対応についてお伺いします。

土砂災害は、近年、全国各地でたびたび発生し、我々の生命と財産を大きく脅かしていますが、そのリスクを回避するために、土砂災害防止法が施行されているところでございます。

その中で、都道府県では、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定等のための調査をすることとし、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、開発行為の制限、建物の構造の規制、既存住宅の移転促進等を推進していかなければなりません。これは、市町村長の意見を得て県が指定することとなっており、防府市としても、市民に対して周知、説明する責務があります。

県、市は、レッドゾーン指定箇所、565カ所に該当する地権者の方や自治会関係者へ、平成26年の2月17日から3月13日まで市内15カ所で説明を行い、同年6月13日にその指定の告示を行ったところです。

さて、先ほど述べたようにレッドゾーンに指定された地域の地権者は、都市計画法による特定開発行為の許可制や建築基準法で土砂災害に耐え得る構造の規制など、多くの権利の制限があり、生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域と指定されるだけあって、その人の精神的負担も大変大きいものであると思います。レッドゾーンの宣告は、まさにその人の今後の人生も大きく変えてしまうぐらいの出来事で、例えるなら、あすからいきなり崖の上で毎日送らなければならないと申しますか、雨や地震があるたびに恐怖を感じずにはおれないのではないかと察します。

また、本市においては、平成21年に土砂災害で、とうとい多くの人命を落とし、その後、災害市として、その教訓を生かし、市民に対してきめ細やかな対応や検討がなされているのではと察しますが、市としても、その方々に積極的な救済をし、いまだいろんな課題があると思いますが、御負担を軽減していただきたいと思うところです。

そこで、以下、3点お伺いします。1点目として、説明会ではどの程度の地権者の方々にどのような説明がされ、地権者の方々からどのような質問や相談を受けたのか。

次に、2点目として、6月13日のレッドゾーン告示まで、市として、地権者やその問題についてどのような対応がなされたのか。最後に、3点目として、災害の教訓を生かして、地権者の方々への今後の救済策をどう考えているのかお尋ねいたします。

以上、質問いたします。よろしく御答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの地権者の対応についての御質問にお答えいたします。

平成21年7月、本市も土砂災害によりまして甚大な被害に見舞われましたが、その後も土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も、年々増加し続けていますが、全ての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってまいります。

そのような災害から、人命や財産を守るためには、土砂災害防止工事等のハード対策とあわせて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅の立地抑制等のソフト対策を充実させていくことが大切でございまして、そうした背景から、平成12年5月に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、いわゆる「土砂災害防止法」が公布されました。

その後、2回の法の一部改正を経まして、本年8月に広島市北部で土砂災害が発生したことを契機といたしまして、住民に土砂災害の危険性を認識してもらう、「危険度の周知」を柱とする新たな改正案もさきの国会で可決されたところでございます。

それでは、1点目の説明会ではどの程度の地権者の方々に説明できたのか、どのような相談・要望を受けたのかとの御質問にお答えいたします。

説明会は、山口県の主導によりまして開催されましたが、市といたしましては、会場の確保、設営のほか、県の要請を受けまして、2月1日号と15日号の市広報に説明会の開催案内を掲載し、また、レッドゾーン及びイエローゾーンが含まれる107自治会の1万8,656世帯へ、自治会を通じて説明会の開催案内と区域位置図を配布し、周知を図りました。

市内15会場で開催されました説明会には、306人の方が出席されましたが、説明会に出席された方は、自治会を通じて御案内をいたしておりますことから、それぞれの地区

にお住まいの方々でございます。

なお、説明会の中でお受けした相談・要望についてでございますが、第1に、住んでおられる土地がレッドゾーン及びイエローゾーンに入っているのかどうかについての確認が多く、その次には、レッドゾーンにおける土砂災害防止工事等に関する要望などがございました。また、それぞれの地域での避難方法や避難場所についての御相談もございました。

次に、2点目の平成26年6月13日のレッドゾーン告示前まで、市としてどのような業務を行ってきたのかとの御質問についてでございますが、地元説明会の後、山口県がレッドゾーンの告示を行うまでの間、本市といたしましては、山口県土木建築部砂防課や防府土木建築事務所に備えつけと同様の区域位置図を河川港湾課に備えつけて、閲覧を行いました。

次に、3点目の災害の教訓を生かして地権者の方々への救済策をどう考えているのかという御質問についてでございますが、市といたしましても、市民の皆様には危険箇所に対する正しい認識を持っていただくことが最も大切であり、生命と身体を守ることを第一にお考えいただきたいと思っております。

そのため、土砂災害防止月間である6月には、市広報の3ページ、これは6月1日号でございますが、3ページにわたりまして防災特集を掲載したり、春から秋にかけての毎週火曜日には、地域FM局を活用して、土砂災害などの防災情報を放送いたしております。さらに、危険箇所の周知や警戒避難体制の整備のため、現在、更新の作業を進めております土砂災害ハザードマップにつきましても、速やかに各戸へ配布することといたしております。

また、今後、市民の皆様方からの御要望がございましたら、山口県と連携し、地域にも出向き、説明会も開催したいと考えているところでございます。

なお、地域の方々への救済策についてでございますが、具体的な施策といたしましては、レッドゾーンから区域外へ移転される場合には、住宅金融支援機構の融資や「住宅・建築物安全ストック形成事業」による補助などがございます。

既に、本市では、「住宅・建築物安全ストック形成事業」といたしまして、平成21年度に、「防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」を制定いたしております。レッドゾーンの区域外へ移転される場合の建築物撤去費の一部についての補助、あるいは新築費の借入金の利子補給などができるようにいたしております。

いずれにいたしましても、県内にはレッドゾーンの指定が完了した市が本市を含めて5市ございますが、レッドゾーンの指定箇所数は7,028カ所にも上っておりまして、これほどの数の対策工事を行うためには、膨大な時間と費用が必要になるということは伺

っております。

そうしたことから、市民の皆様にはまず危険箇所に対する正しい認識を持っていただくことが最も大切でございまして、生命と身体を守ることを一番に考えていただきたいと思いますところがございます。

危険を察知して自助、そして、地域での助け合いによる共助を強化するツールとして、ぜひとも土砂災害ハザードマップを役立てていただくようお願いします。

最後になりますが、市独自の支援制度につきましては、今後も国や他市の動向を見きわめつつ、適切に対応してまいりたいと考えているところがございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） まず、初めに、先ほど御答弁で107自治会、1万806世帯、イエローとレッドにかかわるところに通知をしたということですけど、ちょっとその辺を詳しく、どのように通知をして——全世帯に通知したと、こういうことなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 御答弁の中でも申し上げましたが、まず、市広報の6月1日号のことを御説明の中で使わせていただきましたが、市の広報の中に、例えば、どの自治会の説明会が何日に開催されるという御案内の掲載をまずいたしております。その後、各自治会長さんを通じて、それぞれの自治会へ、先ほど申し上げました開催案内と、いわゆるその区域図の配布を行っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） 一応レクでいろいろ話をしていますと、何か地権者のレッドゾーンに直接にかかわる方というのが600人程度ぐらいおられるということで、実は、この説明会に来られた実数、これも、そのときに聞いたんですけど、大体300人ぐらいということでした。だから、300人ぐらいの方は来られていないといえますか、多分その中には自治会の地権者じゃない役員の方々もたくさんおられたのではないかと。実際、ここにかかわってくる、ほかにも法人とか、多分市外の地権者であったりとか、いらっしゃると思うんですけど、その辺の数を把握されているんでしょうか。それと、実際、この説明会に来られた本当の地権者というのは実際は何人いらっしゃるんでしょうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 御質問いただいたのが2点ございました。住民の方以外ということで、法人とか市外へ在住されている方ということでございましたが、こういった方々への通知はもちろんでございますが、数につきましても、私どもとしては把握はいたしてはおりません。

また、実際にお集まりいただいた人の数、これは、県のほうで主催された会議の中で数字のほうをとっておられまして、306名ということは、これは確かな数字として伺っております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） ということで、数のほうは確かに難しいとは思いますが、把握されていないと。ということは、いまだに自分の土地がレッドゾーン、イエローゾーンというのは知らない状態で告示がされているというような、ちょっと非常に危険なことが想定されます。

そうやって聞きますのは、イエローゾーン、レッドゾーンに指定された家屋や土地などの売買の話もできないような状態になっていると。お住まいの方々とか、不動産会社の関係者の方々からちょっと話を聞きまして、ちょっと聞いてみますと、非常にそういった、確かに生命を守るということでこれをやっているんですけども、その反動としまして、この地権者の方々は大変財産を侵害されているわけです。

実際、ちょっとお聞きしたいんですけども、そういった資産価値の目減りというのが、実際そういった話が説明会、または地権者の方々になされたのか、そして、そのような場合の補償というのを考えてほしいとか、そういった話がなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 説明会に、私、直接参加したわけではございませんので、少し言葉足らずであろうかと思いますが、資産価値が下がるのではというような御質問があったかどうか、それほどの報告を受けておりませんので、そこらあたりは説明会、それも初めてでございますので、住民の方々からそれ以上の突っ込んだ質問はなかったのかなとは思っております。

ただ、先ほど本回答の中でも申し上げましたが、本年8月の広島市北部での土砂災害を受けまして、現在も新たな改正案が国会で可決されて、今後、取り組まれる状況のように伺っております。その中には、危険度の周知をさらに図るべきと。これは、指定が終わったエリアであっても、多分そういった御質問とかお尋ねは今後も出てくると思いますので、そういった御質問、お尋ね、さらには説明会の要望等ございましたら、県のほうと調整し

て対応をしてまいらねばならないというふうには思っているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） 実際、この辺の資産的目減りについては、例えば、課税とかによって、要はわかると思うんですけど、実際どれぐらい落ちたかというのは、把握されているなら教えていただきたいんですけど、レッドとイエローについて。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 生活環境部でございます。税のお話でございますので、私のほうから御答弁させていただきますが、実は、総務省の自治税務局というところから、各都道府県を通じまして通知がございます中に、固定資産税の評価がえの際には、土砂災害特別警戒区域または急傾斜地崩壊危険区域等の指定をなされている場所については、適正に補正を行わなければならないというような通知を受けております。これに基づきまして、私ども防府市といたしましては、イエローゾーンについては、評価額を5%、レッドゾーンにつきましては30%の減額を今適用させていただいております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） ありがとうございます。ということで、イエローについては5%、レッドについては30%程度の減額になっているということですから、評価額上は同じように土地のそういった価値が下がっておるというふうに判断したほうがいいと思います。

これも、私も、不動産関係者から聞いた話なんですけども、実際、これ売買となると、今5%、30%と言われましたけども、レッドについてはほとんど土地の価値はないと。もう50%以下、もう下手したら二束三文と。だから、立地がいいところでも半額以下ということで、もうイエローについても10%から20%ぐらいはもう減少していると。レッドに近づけば、もっと比率が高まるというようなことで、これ実際の例なんですけど、1,700万円の物件が、レッドの隣接のイエローゾーン、もうイエローなんですけど、もうほとんどレッドに近いみたいなんですけど、そういったことに指定されまして、いきなり半値になりまして売れないと、まだローンも残っていると、こういう状態で回収できないという悲惨な事例もあります。

今、これ一部ですけど、これからまだ、今、聞けば、まだ300名以上の人たちがレッドとか、まだイエローについても、今1万と言いましたけど、多分知らない人もたくさんいらっしゃると思います。いざ土地を売った、売却したいとか、いざ、土地を担保にしてお金を借りたいとかいうような話になったときに、自分の中では、これぐらいは当然ある

だろうと。担保能力としてこれぐらいあるだろうとか思って話を進めて、実際は、いやいやとんでもない話ですよというような話で、泣き寝入りされるような人もたくさんいらっしゃるのかなと思います。

このたび、県の今、先ほど御紹介ありました土砂災害のポータルサイト、私も見させていただきまして、平成22年に出された土砂災害危険箇所、マップありましたよね。これとまた全然違うというか、かなり広範にわたって、かなり範囲が広がっています。特に、自由ヶ丘、右田の高井、牟礼の新長尾団地から敷山にかけて、そして、まちなかのまさに一等地といいますか、かなりいい家が並んでますけども、国分寺のあたりも、この住宅団地の広範にも、かなりこのような該当している区域があります。

ということで、何も今までないということは、逆にまだ自分らも知らないというようなこと、また、そういった把握もされていない方がたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですけども、今まで、現時点まで、このような異議申し立てのようなことは一回もなかったんでしょうか。あれば教えてほしいんですけど。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 防府市に対して異議申し立てのようなことを申された方は今のところございません。ただ、県のほうに、どういった方々が、御質問とかお尋ねに足を運ばれているか、ここまではちょっと私も存じておりませんので、そちらのほうに足を向けられたり、御相談に行かれたりという方はあろうかというふうには考えます。以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） 県のほうにも聞きますと、こういった手続について防府市のほうもやっているということで、当然、県が指定はしましたけども、当然市町長に意見を申し立てて、防災会議に諮って、また周知をしていくということで、市としては、もうこれは認めてやっておるということですから、結局、市としても説明責任はあるというふうに私は思います。

こういった不利益処分となる場合は、私も以前質問させていただきましたけども、行政手続法であったりとか、防府市にも行政手続条例というのがあります。15条では、聴聞の通知の方式というのがありまして、不利益処分の名あて人となるべき者に対して、書面により通知をするというふうになっております。ということは、レッドゾーンについては、もうかなり制限がかかるわけですから、最低でもこの600人の方には、事前にこういう形でレッドゾーンになりますので、異議申し立てがあればぜひ聴聞とりますので、手続とりますのでおいでくださいというような通知文書を最低でも出しておかなきゃいけない

と思っているんですけど、そのような文書を今まで出されたんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまお尋ねございましたが、例えば、市民の方々へ今回の指定に関して、こういう手続なり異議申し立てができますよということの通知は実は行っておりません。

ただ、ここでちょっと御紹介もさせていただきたいんですが、先般、県の9月定例会で、松村議員から今回お尋ねがございました内容の質疑がなされておまして、県のほうにもお尋ねをいたしました。その中で、県のほうが回答されたところを少し御紹介いたしますと、今後の新たな指定についてのことでございますが、これまでの取り組みに加え、指定に伴う制限などをわかりやすく説明したリーフレットを新たに作成し、住民説明会等、さまざまな機会を通じて丁寧な説明を行っていくと。さらに、指定後であっても、各市町と連携しながら、あらゆる機会を利用して周知を継続的に行うなど、引き続き住民の理解に努めてまいりますというふうに説明がされております。

今回、御質問をいただきました中で、県のほうとも御協議いたしました。本回答で申し上げましたように、さらなる説明とか、そういったことの御要望があれば、県と調整して、一度終わった説明会という考えを持たずに、また、再度、地元の方々の説明もさせていただければというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） 地元の説明などでも、例えば、うちはやはりイエローに入っていない、レッドにも入っていないんじゃないかとかというような話が出た場合、私はもう公示しているから無理と思っているんですけど、変更が可能なんでしょうか。可能なんであれば救済策として考えられると私は思っているんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 区域の変更等が可能かどうかという御質問でございますが、この場でお答えはできかねますし、もしそういうことが今後住民の方から出てくれば、それにあわせて、県とも対応を重ねたり、御質問もこちらからもさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） 区域の変更が可能かどうかちょっとわかりませんということですけど、多分できないんじゃないかなと思っています。ということは、事前に通知をしておかなきゃいけなかったということは非常に重要であったということです。もし通知をしないのであれば、これは、それぞれの方々の責任になりますけども、市民にとって

は今、まだ知るよしもないような状態になっていると。市広報をじゃあ100%見ておるかという、100%見てませんから、ですから、一番いいのはダイレクトメールの通知ですよ。これをやっていないので、ただ、やっていないからといって、もうこのまま放置するのではなくて、ぜひこのレッドにかかっている人には、通知をしていただいて、今後の相談にしっかり乗っていただきたい、やれることをやってほしいと、そのためにこの質問をさせていただいたんです。ですから、当局におかれましては、ぜひそのような努力をしていただきたいと思っておるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） レッドに指定されている方々へ改めての通知をというお尋ねだろうと思います。先ほど来より申し上げておりますように、21年災害も私どもも経験しておりまして、住民の方々の御不安とか、そういったことも十分承知はしておるつもりでございます。ただ、この場で通知をするかしないかということに関しましては、検討をさせていただきたいというふうにお答えをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） 1つだけ言っておきますけども、その人の財産がすごい侵害されているわけです。そして、その方々、いまだに、まだ自分の財産が価値が減っていることに気づいていないわけです。本来ならば、こういった不利益処分をするときは、全て今まで通知をしてきたわけです。このたびにおいては、それが完全ではなかったと。完全ではなかったからいけんと、まず言いたいところですけども、今からでも対応はまだできると。そういった方にまず知らせあげると。知らせあげないと、今後、この方々が自分の土地がイエローだ、レッドだ、知らないでずっと住んでいたら、何かあったときに困るわけです。もちろん命の危険だってあると思います。まだ知らない人もたくさんいらっしゃると思いますので、何か3月ぐらいにマップができるという話ですけど、その前に、実際に地権者の直接かかわる方にはお伝えするのが人としての道理であるという、私はそのように思いますので、ぜひお願いいたします。

また、違う角度ですが、また、このレッドの中に廃棄物処分場とか採石場、採石し続けたらもちろん地盤は悪化したりします。福祉施設などもあるかもしれませんが、この辺は実際確認されているのか。土砂災害がもちろんこういうところに起こってくると被害がすごく甚大になると思いますけども、今後はどういうふうな対応を考えられているのかお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 今回の説明会、またその前段にございます指定に

つきましては、そこにお住まいの方々の生命、身体、これを守っていただくことを第一といたしまして説明を行ってきた経緯がございます。これは既に御説明をさしあげました。このエリアの中に、こういった例えば施設があるかということにつきましては、大変申しわけございませんが、それぞれの建物の用途は、幾つというようなデータは実は持ち合わせておりません。

ただ、防府市もこういった手続は、国、県を通じて我々行ってきておりますので、例えば、市として、そういうエリアの中にこういった建物があるかということについては整理はしてきているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） ぜひ、まだことしの出来事ですから、来年にかけてこの辺の調査もされて、しっかり策を練っていただきたい。例えば、今の処分場やらがあったら、もし土石流となれば、住宅地のほうにそういった廃棄物やらが流れ出るというような話もありますし、碎石場だってこれ以上掘らしておったら、もうレッドなのに、そういうところをまた掘るようなことがあったら、当然いずれ崩れますよね。だから、やっぱり今後の災害を防止する観点からして、こういうところを把握しとかなないと。

そして、福祉施設についても、以前ありましたけど、平成21年の災害のとき、かなりかかっているところがほかにもあると思いますので、その辺のところの避難の体制であったり、そういうふうなものをやっぱり確立しとかなないといけないと思いますので、きちっと把握して、調査・研究をしていただきたいと思います。

あとちょっとお聞きしたいのは、行政書士会、宅建組合、建築士協会、土地家屋調査士協会の長に、6月末にこの指定を知らせる文書を出したみたいですけど、これ、どういう理由でやられたんでしょうか、お聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） これは、この法が規定しております、そういった箇所に新たな住宅等を設置しないということを明記されておりますので、今後、そういったことがあれば、当然、防府市といたしましても御相談いただくようにということで、周知も兼ねて御通知をさしあげたところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） わかりました。それでは、支援措置のほうに、ちょっと再質問、移行しますが、ちなみに移転勧告というのはどのようなときに出されるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 移転勧告についてのお尋ねでございますが、あくまでも法律の中の条項でございますが、都道府県知事はそういった特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に対してということで、生命、身体に著しい危険が生じるおそれが多いと認めるときはということで、移転の勧告はできるという規定になっております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） ちょっとよくわかりませんが、今からそういう事態も当然あるということは間違いのないと思います。そうなってきますと、今度、自費で移転しなくては行けないわけです。

今、答弁にもありましたけども、住宅金融支援制度の融資と、「住宅・建物安全ストック形成事業」の補助と、これたしか限度額200万円ぐらいだったと思いますけども、これしか今ないんです。いきなり移転勧告、いきなりの移転、そういう話になったときに、危険住宅を除去したり、代替住宅を建設しなくてはならないということになりますと、これもまた地権者の方々に負担がかなり寄ってしまうわけです。だから、今の制度では不十分であると言えます。

そこで――多分、低所得者の方々だと、まずこれは無理だと思いますね。移転しろと言われてもできないと思います。そういう場合、例えば、平成21年の災害でもありましたけども、市営住宅を活用して、そういうところへ低所得者の方においては、そういうような措置ができないかと思っておるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 市としてのこれまでに設けておりました支援措置、今御指摘ございましたように、ございます。ただ、その他の支援措置につきましては、先ほど回答の中で申し上げましたように、私どもといたしましても、これから鋭意検討したいというふうに考えているところでございます。

それと、もう一点、私の説明がちょっと足らずに申しわけなかったんですが、移転の勧告の定められた法律の第25条の中に、当該建築物の所有者、管理者、または占有者に対して、その建築物の移転その他というところがございまして、土砂災害を防止あるいは軽減するために必要な措置をとということで、勧告が2つ、大きくございます。それは、今回も県のほうに改めて確認をいたしました。特別警戒区域内に存する建築物であっても、事前にその危険を回避するための、軽減するための措置が講じられていれば、勧告の対象外になるということを確認はいたしております。

以上、御説明申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） 砂防堰堤とかそういった防災設備ができれば、レッドが外れるということで、先ほど住民説明会でもそのようなものを早くつくってくれという要望が多かったと、こういうことだと思います。

しかし、おっしゃるように、膨大な月日と費用もかかってしまいます。であれば、極論を言えば、レッドに居住されている住民を安全なところに移転させたほうが、もう住民の危険性も即断、即決し、費用も逆に極小になるのではないかと思います。そういうことを、国、県の動向を大きく見きわめなくてはいけないと思います、市ではとてもじゃない、できんと思いますので、ぜひそのようなイエロー、レッドの指定により、市民の財産が目減りし、不利益を被っている人の対策も含めて、今後、対策を検討していただきたいと思います。

ぜひ、市長さんには、全国の市長会の副会長をやられているということで、こういったところも見落とさず、国の政策としてぜひ提言していただきたいというふうに思っているんですけど、市長さんのお言葉をお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 現に起こっている災害については、対応は可能でございましょうが、予測される災害に対して、あるいは危険に対して、どの程度の施策がお国の段階で実行にできるのか、私もしかと把握しておりませんので、関係部局と相談の上、対応すべきところは対応してまいりたいと存じます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） ありがとうございます。じゃあ、次の質問にいきます。地域交通のあり方、交通不便解消についてお伺いいたします。

この12月議会の冒頭、総合交通体系調査特別委員会の委員長報告があり、締めくくりとして、この問題について市議会としても交通体系の諸問題についての引き続きの調査の必要性を指摘し、総合交通体系調査特別委員会の再度の設置をと、山田委員長のほうから要望がありました。私も委員の1人ですが、全く同感の1人であります。

地域交通の問題は、多くの議員が10年以上前から一般質問や本会議、委員会で集中的に取り上げられ、さまざまな提案がなされてきましたが、防府市としての動きはそれに応えているとは言えません。防府市では、平成21年3月に防府市生活交通活性化計画が策定され、その後、年に二、三回程度、防府市生活交通活性化推進協議会が開催され、平成23年5月から、徳山高専にバス路線の研究がなされ、交通に対するアンケート調査も全市的に行われ、その後、防府市の交通の課題も報告されたところです。

前期の計画は、バス路線の維持に偏重した交通の効率化といったところでしょうか。い

かに既存バスを利用してもらうかということで、たくさんのキャンペーンや半額券、バス路線の変更などを中心とするものですが、根本的な交通弱者への対応策としては、バス乗降者数も事業後も横ばいで、効果が薄かったのではと言わざるを得ません。

本年3月に策定された第2次防府市生活交通活性化計画では、総合的な交通のあり方と新たな地域交通の導入とそれに向けた財源措置を行うなど、市民や議会の要望を盛り込んだものになっていましたが、先進自治体や山口市など、県内他市でも行っているような広域の地区単位や全市的な取り組みをされている地域交通のあり方と比べると、本市の地域交通の取り組みは、富海の石原・戸田山、大道の切畑、小野の久兼・奥畑などの単位自治会レベルで協議を進めているということで、かなり狭小な範囲でのスタートとなり、多くの市民を含め、期待していた分、結局いまだ実現せずと、その他の交通不便地域で落胆の声が絶えません。

平成27年度予算編成に当たっての防府市自治会連合会の要望においても、既設バス路線を横断する路線をコミュニティバス、コミュニティタクシーとして運行することと、最上段に要望され、地域住民が最優先で切実な要望になっていることが伺えます。また、もうすぐ来る10年後の2025年問題では、市内の65歳以上が3人に1人、75歳以上が5人に1人ということと、高齢者の事故多発の原因から、高齢者の免許返納が加速しているなど、ますます地域交通の整備は待ったなしであります。

今の地域交通の整備スピードでは、到底これからの課題に対応できず、おおよそ2万人以上が交通弱者として、生活不安を抱える市民が急増すると推測できます。

そこで、以下の点についてお伺いします。まず、1点目として、2025年までの地域交通整備についての今後の展望を改めてお聞きしますが、防府市として交通不便地区はどこで——一朝一夕にできると思っていないんですが、市の立場として、どの程度まで整備を行う方針なのか、デマンドタクシー以外の手段は今後考えているのか。

次に、2点目として、その地区に適合した地域交通が整備されるよう、今後は、交通不便地区を抱える対象の地区連合自治会を窓口にして、地域交通に特化した実行計画を策定するべきではないか。

3点目として、新たな路線の調整等で民間交通事業者等の協議が難航し、地域交通の整備が遅くなっていると思うが、市として、市民の側に立った議論を深めるべきではないか。

以上、質問いたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 本市におきましては、本年3月に策定いたしました防府市第二

次生活交通活性化計画に基づき、前計画からの取り組みの継続として、路線バスなどの既存の生活交通の利便性向上や利用促進を図っていくとともに、高齢化の進む市周辺地域におけるデマンド型乗り合いタクシーなどの新たな交通サービスの導入に向けても取り組んできているところでございます。

現在、大道の切畑地区につきましては、先月11月19日に開催いたしました交通事業者・住民・運輸支局などを委員とする防府市地域公共交通会議なるものにおきまして、デマンドタクシー導入につきましては、関係者の合意をいただき、さきの臨時議会において、債務負担行為について議決をいただいたところでございます。

今月中には運行事業者を選定し、来年4月1日からの実証運転開始に向けて準備を進めてまいるところでございます。

さて、御質問の1点目の2025年までの地域交通整備についての今後の展望及び交通不便地区における整備の方針についてでございますが、本市における交通不便地域につきましては、平成23年度から徳山工業高等専門学校と連携して作成した生活交通需要マップにおきまして、バス停から400メートル以上離れた地域にお住まいの65歳以上の高齢者の住居の分布状況を把握いたしております。現在、新たな交通サービスの導入の検討を進めている市内の周辺部以外で、この住居が比較的集中して分布している地域を申し上げますと、華城の防府北基地北側の地域、佐波の県立衛生看護学院跡地の周辺の地域、勝間の勝間小学校周辺の地域、牟礼の牟礼小学校周辺及び江泊山周辺の地域などがございません。

市内の周辺部以外の交通不便地域への対応につきましては、財政事情を含めた持続可能な生活交通サービスの構築が重要でありますことから、既存バス路線のあり方などについて、バス事業者などと協議を定期的に行い、交通不便地域への対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域自治会連合会を窓口にして、地域交通に特化した実行計画を策定すべきではないかとお尋ねでございましたが、これまで市では周辺地域であります富海、小野、大道の一部の地域に出向きまして、地域自治会連合会長にも御参画いただき、新しい交通サービスの導入についての地元懇話会を開催し、多くの御意見、御要望をいただいておりますが、各地域のさまざまな御事情により、新しい交通サービスの導入が進んでいない地域もございます。引き続き、粘り強く住民の皆様と協議を進め、地域に合った持続可能な生活交通サービスの提供を図ってまいりたいと考えておりますので、現時点では、事前に具体的な実行計画を策定していくことは考えておりません。

最後に、3点目の市として市民の側に立った議論を深めるべきではないかとお尋ねで

ございますが、過疎化や少子高齢化が進行する中で、各地で導入されつつあるコミュニティバスや乗り合いタクシーなどの新たな交通サービスが地域の多様なニーズに的確に対応しつつ、安全・安心なものとして提供されるため、平成18年10月に道路運送法の一部改正により、「地域公共交通会議」が位置づけられ、地域の実情に応じた運行の態様及び運賃、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、乗合バス事業者・住民・運輸支局などの関係者による合意形成を図る仕組みが整えられました。

このため、本市が取り組んでおりますデマンドタクシーなどの新たな交通サービスの導入に当たりましては、「地域公共交通会議」の場において、交通事業者を含めた関係者間の調整が必要とされておりますことから、導入に関してある程度の時間が必要となることにつきましては、御理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） まず初めにお聞きしたいのが、今回、ようやく切畑のデマンドタクシーがスタートするというので、これについては大変感謝申し上げておるところでございますが、これは、一応試行的にこれをやるということで考えているのか、それとも、今後の事業としてきちっと長い間やっていくということで考えられているのか、この辺を聞きたいのと、もし試行的であるんだったら、その期間をどれぐらいと考えられているのか、そして、次の新たな地域の検討というのはいつぐらいからやっていこうと思われているのか、3点ほどお聞きいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。もちろん試行として運用を開始しますが、これは単に試行で終わるわけではなくて、すぐ次に結びつくようなもう実践的な試行というふうに考えております。3カ月からあるいは半年程度でその試行を終えて本格運用には入りたいと思っております。

それで、御存じでございますけれど、富海地区あるいは小野地区とも協議を進めておりますので、その大道切畑地区での課題がもしあったとすれば、それを解決して、それぞれの地区にどんどん進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） 新たな地区というのは、今挙げた、まだ今協議会中の2つじゃなくて、先ほど不便地区として市長答弁がございましたけども、今の華城の基地の北側であったりとか、牟礼の周辺であったりとか、江泊山の周辺とか、佐波の看護学校跡とかあたりのことを言っているわけで、それはいつからなのかということなんです。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） 私の理解がちょっと不足で大変申しわけありません。新たな地区につきまして、これは、今、バス事業者さんとの調整を行っているところでございます。これは、先ほど御紹介ありましたけど、来年度の予算に向けて自治会からも御要望が出ていまして、市内の既存路線、これを結ぶようにつくったらどうかという御提案をいただいております、これについては、今のバス事業者と、もう先々月ですか、私も周南のほうに参りまして協議はしております。

ただ、これは、市が一方的にこういうことでどうだろうかと案は出せますけれど、当然バス事業者さんが、運営の中である程度、その案が通るものかどうかを協議してもらう時間がかかりますので、一朝一夕に、きょう言って来月からということにはちょっとなりませんので、これについては、ある程度のやっぱり時間がかかると考えておりますが、これはもう防府市の、今、言われた市内の中の交通不便地域、これについては、きちんとそういった公共交通の手当てをしていく必要がございますので、それは十分進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） わかりました。一生懸命やられているのは十分承知しているんですが、非常に私としても、ここまでやってあげばいいのにとこの思いがありまして、ちょっと質問させてもらいますけど、実際もうアンケート調査とか、今の徳山高専によっていろんなマップが出たりとか、その住民がどういうところに一番行きたくて困っているのかということが全部出ているわけです。ですから、それをたたき台にいろんな地区に入って、その地域に合った地域交通というのはどういったものがふさわしいのか。まず、行政と市民が協議をして、先ほど住民としっかり協議していくとおっしゃいましたけども、ほかの地域にも出ていって、あらかたこういうことがいい——できないかもしれませんが、もちろん、できないかもしれませんが、それをたたき台にバス事業者のほうに持って行って協議を進めていくと、それが一番手っ取り早いんじゃないかなと思うんです。

だから、もう防府市の行政としては、やるべきことをやっているわけです。後は、市民がどういった、病院に行きたいとか、駅に行きたいけどなかなか遠くて行けないと、乗りかえ乗りかえせんにゃいけんとか、いろいろあると思うんです。だから、そういったものの中でここはダイレクトで行こうねとか、ここまでバス停に運んでくれたらいいよとか、多分一番多いのは、病院に行きたいというのが一番多いと思います。

ですから、そういったことを網羅したあらかたの案、デマンドがいいのか、それとも、コミタクがいいのか、コミバスがいいのか、それを、ある程度、今の華城の案はこうだと、

牟礼、江泊の案はこうだと、それで、勝間小の周辺はこうだと、こういうのを出して、バス事業者と僕は来年以降話してほしいと思っております。それは十分可能であると思いません、協議をすればいいわけですから。ただ、できるできないは、もちろん今の交通会議やそのバス事業者との折衝という話になるので、でも、そこまでやっておけば、後はもうそれに向けて頑張っていくというだけなんで、ぜひそういうふうに見聞交換をしながらやっていかれたらどうかなと思うんですけど、どうでしょうか、その辺。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） ただいま議員から前向きな御提案いただきまして、その方向に向けてやっていきたいと思えます。

ただ、一つだけ、これは先進事例でどうやっていったかの中で一番問題になったのが、やはり事前の予約型のやり方、それから、タクシーと違ってこれ乗り合いになりますので、御自分だけの行きたいところへすぐ行くということができないこと、それから、料金の問題があります。それと、便数の問題。それから、そういったことで、路線バスを今のまま全部、もし継続しながらそれを入れると、当然市としては補助金を両方に出すような、それは、補助金を出さなくても運営できるぐらいでしたらいいんですけど、そういった財政面の両方へというところがありますので、その調整もやっぱり図っていく必要がございますので、市内の各地区へ話を進めていくことは当然検討しますが、その辺も含めて、もう少し時間をかけながら、それは確かに早くやってほしいという要望はよくわかりますけれど、検討させていただきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○18番（松村 学君） お互い切磋琢磨して10年ぐらい、もう時間がたってしまったわけで、我々もいろんな先進地に行って、いろんな勉強をしてきたので、いろんなパターン、地域交通のパターンというのが頭にみんな、多分ここにおられる議員さんはほとんど入っていると思うんです。その中で、喧々諤々やっていますので、あと一步のどこなんでしょうね。だから、ぜひ、まず地域の方々とそういった自分らの地域交通というものを確立してもらって、それを今度、ぜひ交通会議やバス事業者の方と話していただきたいと思えます。

先ほど、採算とか、いろんな話もありましたが、今、大道の切畑だけでやられているんですけど、できれば、岩淵とかあの辺とかも含めて、地域が広いほうが採算性もいいんじゃないかなと思えます。そういったことが、この事業をやりよる間に、そういった地元とまたそういう協議をして、この辺まで広げていきたいと思えますけどどうですかとか。

例えば、これもお願いしたいんですけど、あくまで試行的であるのであれば、県立の医

療センターの直通便も私としては、その協議をしてほしいです、地元の方と。多分、病院に行けなくて困っている人がほとんどだと思います、高齢者の方というのは。そして、以前、医師会の方々と、教育民生委員会だった時期ですけど、こういう意見交換をしたんですけど、受診拒否をされるのが一番弱っているというんです。これ、なぜかというとお金がないとか、行くのに時間がかかり過ぎて面倒くさいから行かないと。その間に病気が進行して死に至らしめると。あのとききちっと診療しとったら治ったのに、治るものも治らないというようなことがあるそうです。

これから、超高齢化社会を迎えるに当たって、この問題というのは非常に大きいと。ですから、そういった病院に行きやすい、また、フードデザートがないように、そういった飲食店にも、飲食店というか、そういった量販店といいますか、スーパーとか、そういったところに行きやすいような仕組みを私としてはつくってほしいなというふうに思っております。

もう時間もないんですが、最後に、バス事業者のほうの話をさせていただきたいんですけど、例えば、そういったバス事業者も赤字ができて、維持しないと……。

○議長（安藤 二郎君） 時間がまいりましたので、お願いいたします

○18番（松村 学君） じゃあ質問はいたしません、要望にかえさせていただきます。バス事業者の方もやっぱり採算をしなければいけないということで、なかなか譲れない部分もあると思うんですけど、こういったコミュニティバス、地域交通も、逆にいえばバス事業者の方をお願いをして、委託をするということです、バス事業者に。

だから、ぜひこの今出た、華城で出たよとか、牟礼で出たよと、地域交通のあり方をなるべく実現してあげてくださいよと。そのかわり、市としても支援しますよというように話をすれば早くできるんじゃないかなと。さらに、バス事業者の経営効率も上がるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ議論を進めていただいて、地域交通がしっかり10年後、防府市の中でできているように要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、松村議員の質問を終わります。

少し早いようですけれども、ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、14番、山本議員。

〔14番 山本 久江君 登壇〕

○14番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。午後からの質問、どうかよろしくお願いを申し上げます。

今回は、公契約のあり方について、それから、大道駅のバリアフリー化について、この2つについて質問をいたしますので、誠意ある御回答をよろしくお願ひ申し上げます。

まず、第1点は、公契約のあり方についてでございます。最初に、公契約条例の制定についてお尋ねをいたします。

今日、全国的にも公共工事や公共サービスなどの公共的な業務の遂行のために、自治体が民間事業者との間で結ぶ公契約のあり方がさまざまに議論をされております。言うまでもなく、公契約の原資は税金や公共料金でありますから、無駄がなく、効率的であることが求められます。そのために、競争入札などによって、予定した価格よりも低価格での契約が行われるのですが、その結果、全国的にも、従事している労働者の低賃金化を招き、さらに、公共工事や公共サービスの質の低下をもたらすという弊害が指摘されるようになりました。

こうした背景のもとで、自治体が発注する工事や委託業務で働く労働者に適正な賃金を確保するため、賃金、報酬の最低額を定めて、当該金額以上の支払いを受注の資格要件にする公契約条例の制定に向けた取り組みが全国各地で進んでおります。

2009年9月に、千葉県野田市で最初に制定されて以来、神奈川県川崎市、相模原市、東京都多摩市、兵庫県三木市など、これまでに16の自治体に広がっております。

条例化した自治体では、経営者のほうも、経営者側も、低価格競争をやめ、働きがいのある賃金を保障して、皆さんに喜んでもらえる仕事をしたい。また、一方、労働者の側も、官製ワーキングプアと言われるような状況をなくそう、こういうことで、公契約条例は労使双方の共通の願いであることを確認し合いながら、実施された自治体では取り組まれております。

条例の主な特徴は、適用する範囲を工事契約の場合、予定価格が5,000万円以上としている自治体から6億円以上としている自治体と幅があります。また、公共工事以外の業務委託契約及び指定管理者委託では、適用する業種については、各自治体の実情を反映した違いがございます。さらに、賃金の問題では、賃金の下限額につきましては、工事契約の場合はほとんどが公共工事設計労務単価を基準といたしまして、その90%程度が大勢となっているようでございます。

各自治体の条例を見ますと、まともな賃金を払って、いい仕事がしたいという経営者、まともな賃金を受け取っていい仕事をしたいという労働者、さらに、住民にいいサービス

を提供したいという行政、また、いい公共サービスを受けたい、これは住民ですけれども、この4者共通のテーマであることがうかがえます。

一方、国では、ことし5月29日、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる「品確法」の一部を改正する法律案が、建設業法や、また「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、いわゆる「入契法」の改正とともに成立をいたしました。担い手3法と呼ばれております。

防府市においてもそうですけれども、建設職人などの担い手不足が顕著になるなど、若年技術者、技能者の育成確保が求められております。また、現場を担う建設職人の労働条件、環境の改善が急務となっております。

改正されました法律を見ますと、公共工事の品質を確保するために、その担い手である若年技術者、技能者の育成確保や下請契約を含む請負契約の適正化、また、労働者の賃金、労働条件、安全・衛生・労働環境改善などの、この配慮をこの法律では盛り込んでおります。

国土交通省も労務単価を引き上げて、労働者の賃金引き上げを業界に要請されるなど、これまでにない建設産業再生支援に踏み出しております。

しかし、全国的に労務単価の引き上げが、建設職人あるいは労働者の賃上げに結びついていない現状がありまして、下請や孫請といった重層的な下請構造のもとでは、労働者の賃金額を保障する公契約条例の制定が必要でございます。

振り返ってみますと、防府市議会でも、これまで平成18年7月に公契約法の制定に関する意見書が採択をされましたが、複数の議員からも一般質問で公契約条例の制定を求める質問がなされてまいりました。

一番最近では、ことし3月議会に同僚議員が質問を行っておりますが、その質問への答弁では次のような答弁がなされております。すなわち、公契約条例の制定は、下請、孫請、一人親方の労務単価が絶対的に保障された入札制度として有効な施策と言われておりますが、本市における公契約条例の制定につきましては、今後も国の法制定の動向や、県あるいはほかの自治体の動向にも注視しながら、重大な関心を持って適切に対応してまいりたい、このような答弁がなされております。

私は、8月に東京で公契約条例にかかわる研修会に参加させていただきましたけれども、各自治体での積極的な取り組みに感銘を受けました。市が発注する工事や委託業務で働く労働者に適正な賃金を確保することが極めて重要になっている今日、公契約条例の制定について、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、いかがでございましょうか、よろしくお願いを申し上げます。

次に、入札制度改善の取り組みについてお尋ねをいたします。第1点は、総合評価方式に一定の賃金水準の確保、あるいは雇用の維持などの評価点をつけ加える、このことについてお尋ねをいたします。

入札におきまして、価格と技術力に限られた評価では、地場の事業所や中小企業が全国展開する大企業に太刀打ちできない場合もあり、全国的にもより視野を広げた総合評価方式、これが取り入れられております。防府市におきましても、評価の視点の企業の地域精通度、こういう項目がありますが、企業の地域精通度において、地域貢献度の中に、下請の活用と資材などの購入計画の2つの細目を設定して、市内の業者の下請や、あるいは市内産の資材の活用を促進させることとしております。

東京都日野市では、一定の水準の賃金の支払いが評価基準に加えられておりますけれども、雇用の維持も含め、こうした労働条項を評価点とすることは考えられないか、お尋ねをいたします。

2点目は、「品確法」の改正を受けまして、最低制限価格の基準の改定についてお尋ねをいたします。「改正品確法」では、発注者の責務、これも改正されておりますけれども、この発注者の責務の改正として次のように述べられております。

ちょっと長いんですが、すなわち公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され、及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づいて経済・社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材などの取引価格、施工の実態などを的確に反映した積算をすることによって、予定価格を適正に定める、いわゆる予定価格の定め方について触れております。

これを実現するための方策は、最新単価や実態を反映した適正な予定価格の算出、また、最低制限価格制度や低入札価格調査制度を活用した、いわゆるダンピング受注の排除と言われております。

地方公共団体の最低制限価格の算定式は、国、正確に言えば中央公契連モデルの低入札価格調査基準の準用、これが全国的に多く使われておりますけれども、例えば、横浜市や川崎市などは、この「品確法」の改正を受けまして、独自に基準額を改定しております。計算式におきまして、直接工事費掛ける0.95、これを1.0にし、また、上限を予定価格の0.9から0.95に改定をいたしております。横浜市では、これによって、建設事業者の健全な経営環境や工事の品質確保に役立てるとしております。

防府市におきましても、「品確法」の改正を踏まえて、山口県や、それから、県内他市でも行われておりますけれども、直接工事費掛ける0.95、これを1.0にするなど、基準改定ができないものかどうか、これについてお尋ねをいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤 二郎君） 14番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。入札検査室長。

○入札検査室長（金谷 正人君） 初めに、公契約条例の制定についての御質問にお答えいたします。

国や地方自治体が発注する公共工事や業務委託に従事する者の適正な労働条件等を確保することを目的とした公契約条例の制定については、これまでも一般質問で何名かの議員からお尋ねがあり、ことし3月議会でもお尋ねをいただいております。

これまでも答弁してまいりましたように、労働条件の向上及び労働環境整備につながる考え方について注目しておりますが、最低賃金法との関係など、法的解釈、条例制定の是非を含め、いまだ全国的には賛否両論の状況でございます。

各自治体においても、慎重な検討が進められ、今後、さらなる検討がなされる状況にございますので、国の法制定の動向や県あるいは他の自治体の動向にも注視しながら、重大な関心を持って適切に対応してまいりたい旨、御答弁申し上げているところでございます。

その後の公契約条例等の制定状況といたしましては、新たに2つの自治体が制定され、最低賃金の定めを持つ条例の制定が11の自治体となり、また、賃金条項の定めのない条例の制定が5つの自治体でなされております。

各自治体の条例制定等に関する検討状況を拝見いたしますと、最低賃金法との関係も含め、各自治体においても慎重な検討が進められている状況でございます。

公契約条例の制定については、引き続き、国や県、あるいは他の自治体の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、入札制度改善の取り組みについて、総合評価方式に一定の賃金水準の確保や雇用の維持等を評価点に加えることについてお答えいたします。

国においては、厳しい財政状況のもと、公共投資の削減が続く中で、低価格入札の多発などにより、公共工事の品質の低下が懸念されるため、公共工事の品質確保を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、通称「品確法」を平成17年4月1日に施行され、公共工事の品質を確保するために、経済性に配慮しつつ、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する、いわゆる総合評価方式の適用を挙げており、本市では、平成20年8月より試行で実施をしております。

総合評価方式の評価項目の中に地域貢献度があり、この細目として災害時の応急対応、または冬季除雪、市内でのボランティア活動、市内下請の活用、市内産資材の購入を評価

対象としております。

地域貢献度に関する評価の改正といたしましては、平成21年6月にボランティア活動の複数制を採用するとともに、過去1年間の市内産資材等の購入の評価を新設し、平成23年7月には、市内産資材の購入等の評価内容を過去1年間の実績から、当該工事での活用に変更するとともに、市内下請の活用を新設いたしました。平成24年8月には、市内の資材の購入計画及び市内下請の活用の評価基準の見直しを行っております。

今後、議員御提言のありました一定の賃金水準の確保や雇用の維持等につきましては、県及び他市の状況等を調査・研究してまいりたいと存じます。

続きまして、「品確法」の改正を受けて、最低制限価格の基準の改定についてお答えいたします。最低制限価格につきましては、その請負代金の額によっては、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結、いわゆるダンピング受注を防ぐもので、最低制限価格未満の入札者を落札者としめない制度であり、その趣旨は、建設産業の就業・労働環境を改善し、下請業者を含む、全ての現場労働者に適正な賃金が行き渡ることを目指したものでございます。

本市においても、平成21年4月から最低制限価格制度を実施しており、今年度から、公共工事の品質確保や下請業者へのしわ寄せ防止、並びに建設業者の健全発展等の観点から、最低制限価格の算出に使用している最低制限基準価格のうち、一般管理費を0.3から0.7に引き上げを行ったところでございます。

議員より御提言いただいた最低制限基準価格のうち、直接工事費を0.95から1.0に引き上げる点でございますが、県並びに県内他市でも、一部既に実施されている状況でございます。昨今の建設産業への入職者の減少と技能労働者の高齢化による人手不足など、建設産業を取り巻く状況を鑑みますと、本市におきましても、公共工事の適正な施工とその担い手を確保することは喫緊の課題と捉えておりますので、今後、最低制限基準価格の直接工事費の引き上げを検討してまいりたいと存じます。

以上、3点について答弁いたしました。公共工事に関しましては、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手の確保を目的として、「建設業法」、「品確法」、「入札契約適正化法」、いわゆる「担い手3法」が、平成26年6月4日に大幅に改定され、これに伴う基本方針や適正化指針が国から示されております。

また、年内には発注関係事務の運用に関する指針が策定される予定でございますので、引き続き、国や県、あるいは他の自治体の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。公契約条例が制定できない課題の1つに、最低賃金法との点も触れられておりましたけれども、これは、実は解決済みでありまして、といたしますのも、平成21年2月に、国会議員が国会に対して質問主意書を出されておりますけれども、その中で、質問が公契約条例の中で地域別最低賃金額を上回る最低賃金額と罰則を規定する場合について、最低賃金法からいかなる制約を受けるかという、こういう質問を出しているんですが、それに対して、国としての回答は、地方公共団体の契約の相手方たる企業などの使用者は、最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないこととするのは、同法上問題となるものではないと、こういうふうな回答が出ております。ですから、全国的に今16ぐらいの自治体に広がっているというわけなんです。だから、この問題では、最低賃金法との問題では解決できているというふうに感じております。

それでは、再質問ですが、まず、市の入札、契約の現状について、ここ3年間の予定価格、総計ですね、それから、落札金額、落札率はどのようになっているのかお尋ねをいたします。大まかで結構でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（金谷 正人君） それでは、質問にお答えいたします。入札検査室では、工事価格130万円以上について、入札検査室のほうで入札等を執行しておりますので、その件数についてお答えを申し上げます。

まず、平成23年度ですが、入札件数は151件、予定価格が17億2,999万3,000円、落札金額が14億6,888万1,000円、落札率ですが、これは、単純平均をしておりますので、この予定価格と落札金額を計算したものと整合いたしません、82.5%でございます。

それから、平成24年度、これが156件、予定価格が22億7,270万1,000円、落札金額18億5,402万円、落札率ですが83.6%、平成25年度、134件、予定価格が42億1,279万9,000円、落札金額37億8,005万8,000円、落札率が87.3%でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 平成23年度でいいますと、土木系の測量設計について落札率45%程度だった、これは3月議会でも報告されておりましたけれども、御答弁お聞きしますと、全体として改善されてきているということがうかがえるというふうに思います。

しかし、一般に競争入札によって、実際に受注する金額は、予定価格を下回るわけです

けれども、下請、孫請、こうした重層、下層構造でしわ寄せされた現場の賃金が、設計労務単価より下がってしまうことは容易に想像できます。

その結果、市内の業者の方からも、私の周りの業者の方もいろいろおられるんですが、経営や生活がぎりぎりだと、後を継がせられない、こういった厳しい状況の声を聞くことがたびたびございます。

自治体が発注した工事や公共サービスで働いている人たちの状況はどうなっているのか、個人的にいろいろ聞いたりするわけですがけれども、実際どうなっているのか。例えば、帯広市では、事業の発注後の実態把握の取り組みを行っております。一つは、委託業務実施上の留意事項に関する実態調査、もう一つは、下請契約の適正化などの実態調査でございます。ここでは、賃金の支払いがどうなっているのか、そういった点でも調べたということ聞いております。

市において、実態調査など取り組まれたことがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（金谷 正人君） 下請契約への実態調査ということでございますが、今、下請工事につきましては、下請届というものを提出していただいております。これは、下請業者名、下請金額等々が書いてございますが、二次下請等については、あるかないかという届けだけでございます。また、その数値について実態を集計したということはございません。届けを出していただいておりますのみでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） これは、昨年10月22日付の北海道新聞ですけれども、札幌市が、市の発注業務での賃金実態を調査したことが載っております。結果、市の発注業務で働く労働者の賃金は、市が最低限支払われるべきと求めている額の8割から9割にとどまっていたことがわかったというふうに報道されております。最後のところで、担当の市の財政局、ここが担当しているんですね。財政局は次のようなコメントを出しております。市民の税金を原資に事業を発注する以上、労働者に適正な賃金が支払われなければならない。支払いルールを明確化する公契約条例が必要だ、こういうふうに強調されたことが報道されております。

今日、地域経済を活性化させていくためには、労働者全体の賃金を引き上げていくことが必要となっております。また、そのことは、同時に、住民の、市民の暮らしの基盤を支える公共サービスの向上を図ることができるわけですから、ぜひ防府市におきましても、条例制定に向けて取り組んでいただきたいということを強く要望しておきます。

それから、総合評価方式でございますけれども、平成23年度から25年度までの実績、

どのようになっているか、集計されておりましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（金谷 正人君） 本市発注の総合評価方式の実績件数についてお答え申し上げます。

平成23年度は7件、平成24年度、6件、平成25年度は4件を実施いたしました。今年度は、現在までに3件を実施しております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 先ほどの御答弁の中で、労働条項を評価点に加えることにつきましては、なかなか難しいというような御答弁でございましたけれども、さらに政策入札として考えておられることがございましたら、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（金谷 正人君） 総合評価方式の評価項目の中に、その自治体において推進したい政策を導入する取り組みをしておられるところもございしますが、先ほども申しましたように、今回、品確法等3法が大幅な改正をされまして、本年12月には、その各自治体の運用指針なるものが策定され、また、提示される予定でございします。その法律の改正点等も研究し、それを参考にまた調査・研究してまいりたいと存じます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 御答弁の中にありましたように、全国的にはさまざまな取り組みがされております。例えば、豊中市では、福祉雇用が加点されたり、また、ほかの自治体でも、男女共同参画とか、障害者雇用、あるいは地域福祉、環境対策、地域防災協定、地域の自治会や商店街活動への協力など、さまざまな、その地域で地域でいろんな工夫がされております。このことは考えてみますと、その自治体が目指すまちづくり政策にもつながっていくのではないかと感じるように感じております。防府市ならではの取り組みもあろうかと思ひます。ぜひ検討をよろしくお願ひいたします。

それから、最低基準価格の改定につきましては、前向きの御答弁をいただきました。品確法改正の趣旨を、実際の現場でしっかりと生かしていくということが大事ではないかというふうに思っておりますので、早期に実施をしていただくようお願いをいたします。

以上、公契約のあり方については終わります。

続きまして、大道駅のバリアフリー化につきましてお尋ねをいたします。JRとの協議の経過と今後の市の取り組みについてお尋ねをいたします。

国は、昨年12月、交通政策基本法を制定いたしました。その第17条で高齢者、障害

者、妊産婦などの円滑な移動のために必要な施策を講じるものとし、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを決めました。平成18年に制定をされました「高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆるバリアフリー法をさらに進め、交通分野で国の政策に関する基本方針を初めて法的に示すものとなっております。住民誰もがどこへでも、安全、快適に自由に移動できる。この当たり前のことは今、実際には国のみならず、地方自治体の大きな課題となっております。

大道駅のバリアフリー化につきましては、これまでも繰り返し質問をさせていただきました。平成16年3月に、総事業費5億2,000万円をかけ、橋上駅として改築をされました大道駅は、駅舎機能に駅の南北を結ぶ自由通路が併設をされ、改札口に上がるエレベーターや多目的トイレの設置、点字ブロックの整備などが行われ、この点では、駅の利用者からも大変喜ばれております。

しかし、駅のホームへは階段を利用しなければならず、電車の停車時に駅ホームと車両との間隔がまた広く、さらに30センチメートル以上の段差があるために、高齢者や障害者、妊産婦の方など、大変利用しにくい状況となっております。車椅子の方は利用できない状況です。

国は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」で、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である駅については、平成32年度までにバリアフリー化を進めるといたしております。しかし、大道駅はこの条件を満たしておりません。しかしながら、基本方針を読みますと、3,000人未満の駅についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者などの利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施するとしております。

これまでこの問題の解決のために、市長もJR広島支社を訪問、要望されたと聞いておりますが、この間のJRとの協議の経過並びに今後の市の取り組みについて、積極的な御答弁を期待して、御答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 答弁いたします。我が国におきましては、世界でも類を見ない超高齢社会に突入し、今後さらなる高齢化が進展することが見込まれておりまして、高齢者や障害者の方々が自立した生活を送ることができる社会を構築することが求められております。

このため、国におかれましては、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を制定され、高齢者や障害者の方々の円滑な移動及び建築物などの施

設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することとされているところでございます。

お尋ねの大道駅でございますが、平成16年3月に総事業費5億2,000万円の事業費を本市が投入し、駅の南北を結ぶ自由通路に接続するエレベーターを備えた現在の駅舎に整備いたしました。大道駅の改札口は2階に設けられておりまして、改札口にはエレベーターで行くことができますが、駅ホームへは階段を利用しなければならず、また、電車の停車時には、駅ホームと車両との間隔が広く、さらに、段差も生じておりますため、高齢者や障害者の方が乗降しづらい状況でございますことはよく承知いたしております。

議員御質問のJRとの協議経過でございますが、平成24年度からは、私が2度、西日本旅客鉄道株式会社広島支社を直接訪問し、大道駅及び富海駅もでございますが、バリアフリー化について積極的に取り組まれるよう、要望をいたしているところでございます。

さらに、直接要望のほかにも、西日本旅客鉄道株式会社には、県や市長会を通じて、大道駅及び富海駅のバリアフリー化についての要望を積極的に行っているところでございますして、11月28日に平成27年度の予算要望のため県庁に赴いた際にも、このことにも触れ、村岡県知事にも要望いたしているところでございます。

これらの要望に対しまして、西日本旅客鉄道株式会社からは、「1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のバリアフリー化が未整備の駅について、地元自治体と協議を行い、可能な限り、バリアフリー化の整備を進めております」との回答を受けておりまして、大道駅につきましては、1日当たりの平均的な利用者数が約2,600人でございますので、バリアフリー化の整備の基準を満たしておりませんで、御要望に対応できていない状況でございます。富海駅も同様に、利用者数が基準を満たしておりません。

このことから、本年は、バリアフリー化の基準である1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上という基準の緩和につきまして、国土交通省へ要望をしていただくよう市長会において議案を提出いたしまして、承認されたところでございます。さらに、今月には、西日本旅客鉄道株式会社広島支社を訪問し、この基準の緩和を含めた大道駅のバリアフリー化の推進につきまして、強く要望することといたしております。

市といたしましては、急速に高齢化が進展する中で、高齢者や障害者の方々が安心して自立した生活を営むためには、施設のバリアフリー化が必要であることは十分承知いたしておりますので、引き続き、大道駅、富海駅のバリアフリー化について強く要望してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。御答弁をお聞きしますと、もう毎年のように、市として、JRあるいは県や国に要望を重ねておられるとのことでした。感謝申し上げます。しかし、バリアフリー化していくための見通しというのは、なかなか立たないのが実情でございます。

ここに、国土交通省鉄道局が発行いたしました「鉄道駅のバリアフリー化の推進」というパンフレットがございます。ここには次のように書いてございます。「鉄道駅のバリアフリー化は、高齢者や障害者が社会活動に参加し、活力ある社会を造り上げていくために必要な社会福祉施策です」と。それから、「一方、バリアフリー化が円滑に進まない状況は、必ずしも鉄道事業者の責任であるとは限りません。全国に数多くある鉄道駅のバリアフリー化を円滑に推進するためには、各地方公共団体の意識と熱意が大きな鍵を握っております」。こういうふうに書かれてございまして、新たな基本方針のポイントの中で3,000人未満の駅について触れられております。ここでは、地域の実情を踏まえて、可能な限りバリアフリー化を実施することとしており、地域の強い要望があり、地方公共団体の支援が得られる駅については、国としても、総合的にいろいろ勘案の上、支援を行いますと、こういうふうの基本方針のポイントが書かれてございます。

最後に、国の補助金制度の紹介もされておるわけですが、市長にお伺いをいたしますけれども、大道駅のバリアフリー化へのもう市の熱意というものはひしひし私も感じているわけですが、この熱意をもって、こうした国の支援制度の活用も視野に入れながら、市が主体となって、いわゆるここでいう地方公共団体がというふうに触れられておりますけれども、市が主体となって取り組むお考えがないかどうか、お尋ねをいたします。市長に御答弁お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 実は答弁でも申し上げておりますが、県の市長会でもこのことを2度、3度主張してございまして、その都度、全会一致の採択を得ております。ということは、よその市町、それぞれ駅を抱え、それぞれ同じ悩みを持っておられるわけですので、共通の悩み事ではないかと、このようにも考えるところでありまして、それぞれの市町の財政力にも違いがあるわけでありまして、自分のところだけができていけば、それでいいというような状態で事を進めていけるものなのかどうなのかというようなところからも勘案していかなければならないほどの社会性を有した課題ではなからうかと、こんなふうにも感じているところでございます。

御承知のとおり、JRの施設については、いずれもその自治体が主導的役割をもって、費用の負担等々していかなければならない。また、そこの事業を行う場合においても、鉄

道という一つの大きな社会事業に関係する事柄からしまして、単純に自分のところの業者に発注すればいいというようなわけにもまいらない、どうも難しい制約がございますので、一朝一夕には市が突っ込んでいけば、それで一件落着というわけにはいかない部分があるような気持ちがいたしております。

事実、段差が非常にあって、危険きわまりなく、また、重たい荷物を持っておるときには、それを提げて降りることさえ、私らぐらいの体力でも難しゅうございます、実は。それを今度は、階段をまた上がって、外へ出ていくという作業は、私も、実はきのうも経験しておりますけども、なかなかこれは大変な労力を必要とするものでございますし、場合によっては、危険さえ伴う、けがをしたり、階段を踏み外したりということも十分考えられることでございますので、さらに強く13市、あるいは他の市町及び県ともよく協議をして、山口県の山陰、山陽両線等々のJRの各駅共通の重要案件であろうと、このように認識をいたしておりますので、せっかくの御提言でございますが、私どもだけで動き出すというところには、現在まだ至っていないということで御理解をちょうだいできればと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 市長の御答弁を聞きながら、私は市の熱意があると、こういう事態だからこそ、まず一步踏み出して取り組みを強めていくことが、全国の同じような自治体にどれだけの励ましになるか、むしろ私はそのことを強調させていただきたいというふうに思うんです。今の大道駅というのは、いつ事故があっても不思議ではない、そういう状況なんです。それを市長もよく御存じだと。だからこそ、市が先頭に立って、これは大道駅だけの問題ではない、多くの全国の市に影響してくる大事な問題だから、まずやってみようと、そういうことこそ大事ではないかというふうに私は考えております。

駅が新しくなりましたから10年が経過をいたしました。大道地区の高齢化率も当時27.6%だったのが、ことし5月で36.6%と、大変高齢化が進んでおります。関係者の御努力で来年4月から、先ほど質問もございましたけれども、切畑地区を対象にデマンドタクシーが走るようになりますけれども、その起点、終点は大道駅でございます。果たしてどれだけの方が電車を利用できるでしょうか。

お隣の四辻駅では、ホームと電車の段差がなくて乗降しやすくなっております。これが普通だと、改めて感じております。

今日、公共交通のあり方が問われる中で、鉄道局は、先ほどもお示しいたしましたように、駅のバリアフリー化は社会福祉施策だと、こういうふうに言っているんですね。やはり、福祉都市宣言を行っている防府市が、不便で危険ですらある駅から、バリアフリー化

されたモデル駅となるように、先頭に立って力を尽くすことが今日大きな意義があるというふうに感じております。ぜひ市が主体となって取り組むことを視野に入れ、バリアフリー化の取り組みを一層強めていただくことを心からお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、14番、山本議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、16番、吉村議員。

〔16番 吉村 弘之君 登壇〕

○16番（吉村 弘之君） 会派、「自由民主党一心会」の吉村でございます。通告の順に従いまして、大きくは2つの項について質問します。1つ目が、バイオマス発電について、2つ目がプレミアム商品券についてです。

では、最初にバイオマス発電について質問させていただきます。

平成23年の3月11日に起こった東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国のエネルギー政策が原子力発電依存から大きく方向転換をし、太陽光発電など、再生可能エネルギーの普及に焦点が当てられております。また、国は、平成21年6月にバイオマス活用推進基本法を制定し、平成22年12月には、バイオマス活用推進基本計画を策定したところであり、都道府県は同基本法に基づき、国の基本計画を勘案して、バイオマス活用推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。

こうしたことを踏まえ、本県におけるバイオマス活用に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することにより、持続的に発展する地域社会を実現することを目的として、山口県バイオマス活用推進計画が平成25年3月に策定されました。

自然の恵みをもたらせるバイオマスは豊富であり、その多くは農村、漁村に存在します。バイオマスの活用を通じて、第1次産業としての農業、漁業と、これに関連する第2次、第3次産業が連携し、または融合を図り、農村、漁村における新たな事業の創出を促進し、活力ある農村漁村の実現に取り組むべきと考えます。

そこで、新人議員有志で、岩国にある「株式会社ミツウロコ岩国発電所」を訪問し、その取り組みについて視察をいたしました。

この施設は、平成24年10月には、既設発電所として、国内初となる再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFITの認定を受けた木質チップ専焼の1万キロワット級発電所で、年間10万トンの木質チップを燃やしているとのことでした。

これまで木質バイオマス発電の燃料供給は、ほとんどが建築現場やリサイクル業者などから排出される木廃材によるもので、未利用木材は山林からの集積、運搬コストがかかり、

利用促進が図れませんでした。しかし、先ほどの固定価格買取制度のFITが開始され、未利用木材を燃料とする木質バイオマス発電の売電価格が設定されたことで、未利用木材の市場価値が上がり、採算性の改善が見込まれてきたとのことで、木廃材中心から未利用木材の燃料化が可能となり、木質バイオマス発電導入が進展する中、課題であった安定供給の確保は実現できたそうです。

これまで県土面積の72%を森林が占めている本県では、収集運搬コストがかかることから、間伐材のほとんどが排出されずに林内に放置され、竹林にあってはその面積が1万2,000ヘクタールもあり、全国第4位で、その管理や利活用に苦慮しているところ です。

私は、森林資源の有効利用と地産地消の観点から、木材などのエネルギー利用は今後不可欠になってくると考えます。

このような中、本市においては、既に本年4月に稼働開始したクリーンセンターの焼却施設では、生ごみなどからバイオガスを発生させ、ごみの焼却熱とあわせて高効率の発電をする商業用施設としては国内初の施設であり、計画どおり発電されると、一般家庭の6,000世帯分の発電消費量に相当する電力を発電するものです。

また、本年9月3日に中国電力とエア・ウォーターのバイオマス・石炭混焼発電所の事業計画が発表されました。この施設は、平成30年度の営業運転の開始を目指し、石炭とバイオマスを混焼させて、発電出力約10万キロワットで一般家庭約20万世帯分を賄うものです。特に、使用する燃料が、石炭が年間約25万トン、間伐材など未利用木材が約3万トン、竹が1万トンということで、国内材は主に、山口県から、山口県森林組合連合会から調達すると聞いています。

まさに、本市は、これからの取り組み次第では、バイオマス発電に関しては、国内でのトップランナーとなり得ると確信しているところであり、平成28年には、電力の小売りが完全自由化されることから、本市の企業誘致は地域活性化に大変有益であると考えています。

そこで質問させていただきます。今年度4月からクリーンセンターが稼働しているわけですが、このクリーンセンターにおけるバイオマス発電の現状と今後の見込みについて教えていただきたいと思います。

2点目、中国電力とエア・ウォーター社のバイオマス・石炭混焼発電所の事業計画と市の協力体制についてお伺いします。

3点目、防府市における未利用材の現状とその有効活用について、御答弁よろしくお願 いします。

○議長（安藤 二郎君） 16番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。本市では、循環型社会形成の推進に資するインフラといたしまして、新廃棄物処理施設を整備し、本年4月に稼働したところでございます。このうち可燃ごみ処理施設は、バイオガス化施設とごみ焼却施設を組み合わせたものでありまして、厨芥類等のごみを下水・し尿汚泥とともに、メタン発酵処理しまして、回収したバイオガスをごみの焼却熱とあわせて活用することにより、高効率の廃棄物発電を行う施設でございます。国内初のごみ焼却・バイオガス化複合施設として、全国から注目を集めておりまして、現在までに市民の皆様をはじめ、約2,000名の見学者の方をお迎えするとともに、廃棄物処理施設の建設を計画している全国の自治体など、約40団体の視察もお受けしているところでございます。

お尋ねのバイオマス発電の現状でございますが、稼働後の月平均発電量は、約160万キロワットアワーで、約4,800世帯分に相当する発電を行っております。

お示しの6,000世帯分に相当する年間発電量につきましては、施設整備時の計画処理量に基づくものでございまして、現在の発電量は、新分別区分導入後の減量化したごみ搬入量に見合ったものでございます。今後も搬入量に対応した効率的な発電を行っていくこととしております。

発電した電力につきましては、約4割をクリーンセンター内の全ての施設で利用し、残りの6割を売電しております。バイオガス化施設で生成したバイオガス活用とあわせ、発電量の約5割強が、生ごみや草木、紙などの生物資源であるバイオマスに由来するものとなっております。この施設でのバイオマス発電は、全量を焼却した場合と比べましても、エネルギー効率が格段に優れ、温室効果ガス削減にも寄与しているものでございます。

今後も、PFI事業による運営事業者と緊密な連携を図りまして、環境に優しい施設運営を行ってまいりたい所存でございます。

2つ目の質問でございますが、議員御案内のとおり、平成26年9月3日に、中国電力から石炭と木質バイオマスの混焼発電所を本市の旧カネボウ防府工場跡地に建設するという発表が行われております。この発電所は、中国電力が大阪市の産業ガス大手エア・ウォーターと共同で建設するものでございまして、発電能力はおおよそ11万2,000キロワット、石炭を年間25万トン、また、山口県内の間伐材などの木質バイオマスを年間約4万トン燃焼させる計画となっております。

本市にとりましては、長年の課題となっておりました旧カネボウ防府工場跡地における未利用地の有効活用や新たな事業所の設置による新規の雇用、さらに間伐材などの木質バ

イオマスの利用へ一筋の光が差し込んできたような感じでございます、このたびの企業の御英断に心から感謝と安堵をいたしているところでもございます。

さて、この木質バイオマス・石炭混焼発電所の事業計画と市の協力体制はどのようになっているのかとお尋ねでございますが、計画の進捗に応じて、本市のかかわり合いが変わってまいります。事業計画を簡単に申し上げますと、環境アセスメントを実施した後に、建設工事という２段階の流れになります。前段は、環境サイドがかかわり、後段を商工サイドがお手伝いすることとなっております。

その環境アセスメントにつきましては、事業者は平成２６年度中に山口県環境影響評価条例に基づく手続を着手できるよう検討を行っておられ、手続の開始から一連の手続を終えるまでにおおむね１年半から２年程度の期間を要するものと見込んでおります。

この間、本市では、山口県環境影響評価条例に基づき、事業者が作成する環境影響評価方法書や環境影響評価準備書に関しまして、環境保全の見地からの意見書を県知事に提出いたしますが、この意見書の提出に際しましては、専門機関である防府市環境審議会でご審議をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

環境アセスメントが終わり、指摘される事項への適切な対応が発電所設計などに盛り込まれましたら、平成２８年度後半から建設行程が開始されることとなっております。発電所の運転開始は計画どおりの進捗で、平成３０年度半ばになると見込まれます。

いずれにいたしましても、運転開始まで時間のかかる事業でございます。発電をめぐる社会情勢の変化もあると思われますので、情報収集などに努め、柔軟な対応に努めてまいりたいと存じます。

次に、本市における未利用材の現状とその有効活用についてでございますが、本市における間伐材などの森林施業は、経費的な負担が大きいことから、市有林において、市みずから行うものがほとんどでございます。平成２３年度の間伐搬出量は４２６立方メートル、平成２４年度は３３２立方メートル、平成２５年度は４６２立方メートルでございます、その実行部隊であります森林組合の施業能力からしますと、現状の搬出量が限界であると考えております。

バイオマス発電用燃料となる木質チップは、この搬出間伐等の中で用材には使えないものだけが使用されておまして、現時点では、搬出量の１５％から２０％がバイオマス発電用燃料として使用されております。

そのような中、議員御案内の中国電力とエア・ウォーターの共同事業であるバイオマス・石炭混焼発電所の事業計画は先般発表されたわけでございますが、燃料としての木質チップ供給体制などの具体的な要請は現在のところございません。しかしながら、この発

電所では、莫大な量の木質バイオマスが必要としますので、本市だけでなく、山口県全体の中でその供給体制の構築を検討していかねばならないことであると認識しておりまして、今後、県当局や森林施業に係る諸団体と協議をしていきたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございました。クリーンセンターはことし始まったばかりということで、計画時よりごみの量が減れば発電量が減るということで、市民のごみに対する意識が高まればちょっと発電量が減ってしまうということなのですが、ごみを燃やして発電するというのはもう究極の地産地消になると考えています。そのことによって、見学者が、先ほど言われましたように、もう40団体も来ているということの中で、私も先月ちょっと引越して毎日のようにクリーンセンターに行きましたら、どんどん見学者が来られて、ごみを捨てる時も、いろんなどころに分かれて捨てなきゃいけないということで、あそこに行かれた市民の皆さんも分別に関して意識が高まるということの中で、国内初のこういう施設ですので、もっともっとPRしていただいて、このバイオマス発電については頑張ってくださいと思います。

2番目にお答えいただきました中国電力とエア・ウォーターの件につきましては、これからの事業で、今から環境影響評価があるということなのですが、国内材を3万トン、木質系を3万トン、竹を1万トンということで、3万トンといえば、トラックに3トン載せれば1万台もあそこに行ってしまうということの中で、防府の中で、できればそういう木とか竹がどんどん行ってほしいんですが、なかなか民有林については、所有権とかいろんなことがあって難しいとは思いますが、この中国電力とエア・ウォーターの11万2,420キロワットというのが、環境影響評価で、県になるか国になるかというそのぎりぎりの線で下回るところで、中国電力さんが、国内のモデルとなる、そういうモデルとなる発電所を防府に持ってくるということを計画されていまして、これがうまくいけば、当然ここが本拠地として中国電力さんが東京とか九州とか、そういう電力の困っている地域について、コンビニエンスストアをつくるように全国展開ができる、本拠地がこの防府に来るということもあって、ぜひその事業計画にあわせて市の協力もよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと残念だった答弁が、3番目に防府市における未利用材の現状とその有効活用についてなんですが、防府市で、ちょっと面積が合併してないそのままでありますので、山口市とか周南市とかと違って、森林、未利用材に関してはとても、462立方メートルということで、とても3万トンには届かないなということを感じております。

しかしながら、小野地域などの中山間地域とか、そういう地域の人たちについては、中山間地域の振興ということになりますし、できればなんですが、チップ工場が防府にあれば、そこでの雇用とか、未利用材と有効の利用ができる、そういうことに関して、そういう地域の振興につながるということもあります。そういう組織をつくることによって、その地域が活性化して、未利用材の利用促進になると考えております。

従来から、県のほうが1人当たり500円の森林税を徴収しまして、県のほうが森林に関していろんな事業をしております。これも、昔始まって20年はたっていないと思うんですが、そういう近くなってきて、こういう森林を有効活用していこうという事業にまだまだちょっとになってないと考えて、これはちょっと防府のことではないんですが、これから、そういう防府市がモデルとなって、県を動かしていただけたらいいような、そういう事業がきたんじゃないかなと思っております。

そういうことで、未利用材については、県と連携をとっていただきまして、今以上に、今回の中国電力さんとエア・ウォーターさんのいわゆる発電所の件については、防府市がリードとするという気概をもって臨んでいただきたいと思います。

1つ再質問させていただきます。バイオマス・石炭混焼発電所の計画では、木質、木の分と竹も混焼させるということになっております。この竹について、燃料として供給できる見込みはあるのでしょうか、その点について御答弁をよろしくお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、竹を混焼させることで燃料として提供できる見込みがあるかということについてお答えします。

竹林につきましては、議員も御案内のとおり、県全体で見ますと、面積、それから、森林面積における割合はかなり高い割合でございます。また、その竹林から生み出される竹材の利用率も全国では第4位となっております。それなりの利用をされているわけですが、竹林の恵みでありますタケノコの生産量が低くて、山口県の竹林の管理は余り行き届いてないということがうかがえます。このような管理が行き届いていないというような状況に対応するために、県では先ほど言われましたような、「やまぐち森林づくり県民税」、これによります竹繁茂防止緊急対策事業を実施しておりますけれども、事業の目的は、竹林を根絶することです。よって、竹林の適正管理が必要になる、いわゆるタケノコの生産とか収穫、こういったことを目的とした竹林にするという事業にはそぐわないものです、この事業は。それとまた、森林づくりのための税金を投入する事業ということでありますので、竹林を完全に伐採した後に、長期間、約9年間ですが、土地の転用禁止を求められています。それから、伐採した竹の現地での整理の煩わしさとか、いろんな問題があ

りまして、事業が十分に活用されていないのが今の現状です。

それと、このような面から、バイオマス発電の燃料提供対策としては、この事業は適合しないものであるというふうに認識をしております。また、バイオマス発電の燃料として、竹はその燃焼によるボイラーの損傷が早いこと、それから、燃焼が高いことから、バイオマス燃料における竹材の割合を高めることは困難であるとも聞いております。

これらのことを踏まえまして、バイオマス、それから、バイオマス・石炭混焼発電所への安定した燃料としての竹材を含めた木質燃料の供給につきましては、先ほどの御答弁のように、県及び森林施業者との十分な協議、検討をしていく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございました。防府における竹については、地域の方からこの発電所ができればぜひ協力するということが言われておりまして、ただ、竹というのが、中が空洞で、枝も切らなきゃいけないし、根っこも切らなきゃいけない。その中で運び出して、運搬費にお金がかかるんだよということの中で、いろんな気持ちはすごいありがたいお言葉をたくさんいただいております。この発電所にかける防府市民の、特に竹に困っておられる地域の方は、とてもいい事業がきたというふうに考えておられます中で、そういう現在の県の森林に対する事業とか税金の使われ方が旧来型になっておりまして、こういう再利用して行って、そういう発電にも寄与して、山も整備されるということについては、ぜひ県ともう一度いろんな角度から検討して、うまく30年から稼働できるようにしていただきたいのと、市内の業者も、廃棄物業者が主になると思うんですけど、チップにする機械とか、いろんな既に持っておられる業者とか、いろんな活動をされている団体の方がいますので、そういう方々とぜひ話し合いをしていただいて、人材組織を今から平成30年に向けて育てて行っていただきたいと思います。

以上でこの項についての質問を終わります。

次の項に移りたいと思います。プレミアム商品券についてです。2年前の政権交代により、自由民主党が押し進めるアベノミクスによって事業収益が改善し、株価が大幅に上昇しました。けさのニュースでは、日経平均が1万8,000円を超えるというニュースをきょう聞きました。しかし、賃金の上昇が増税分に比べてそれほど上昇していないということなどによって、個人消費は伸び悩んでおります。特に、消費税駆け込み需要のあった住宅建設に至っては、その落ち込みは顕著で、この影響もあって、11月に発表された国内GDP速報値は年率換算でマイナス1.6%、けさのニュースでは改定値ということな

んですが、年率でいうとマイナス1.9%になっているということで、予想以上に悪い落ち込みになっております。

日本は世界有数の経済大国で、こういう経済政策というのはとても難しいものがあります。消費増税による景気へのマイナス効果、車で例えますと今ブレーキがかかった状態です。これと、アベノミクスによる大規模金融緩和などプラス効果、これは、車で例えますとアクセルを踏んだ状態、ブレーキとアクセルを踏みながら、この経済大国日本をうまくコントロールしようと。このことについては、とても時間がかかるということになるかと思えます。

このことから、多少消費が落ち込んだことによって、ブレーキを少し緩めてみようと、消費増税を1年半延期して、このブレーキを緩和しながら、賃金上昇分を待って個人消費を伸ばそうという政策が必要になると思えます。

また、地方においては、その実情に応じた地方独自の個人消費喚起策というのが、早急に行うことが必要だと考えております。これを受けて、政府は、平成26年度補正予算案に景気の下支えに向けた経済対策の一環として、地域住民生活緊急支援交付金を盛り込む方針を固めました。低所得者や社会福祉施設を対象にガソリン代を補助し、寒冷地に向けては灯油の購入費も助成するとのことです。さらに、個人消費を促すため、商店街などが発行する商品券に特典などをつけるプレミアム付地域商品券にも予算を充てるというふうなことで、交付金は地方自治体が地域の実情に応じて実施計画を内閣府に提出し、内閣府の審査を経て配分される仕組みです。

平成26年度補正予算案の経済対策の政府原案では、中小企業や農林水産業の支援、災害対応などに2兆円規模を盛り込むものとし、地域住民生活緊急支援交付金は、これに上乘せされる形ですが、経済対策の規模は大幅に膨らむ可能性があります。

プレミアム商品券の目的は、個人消費が落ち込む中、市内の商店をはじめとする全ての小売業が経営環境において圧迫しており、経済の好循環を確かなものにするための即効性のある消費喚起策と位置づけ、消費の拡大と購買の促進刺激策によって、個人消費を喚起することにあります。そして、商品券発売に伴う一時的な消費喚起だけではなく、その後も商店の利用につながるような新規顧客の開拓、商店街の商品やサービスの開発等につながることを契機とすることも大切だと考えております。

子育て世代に対する支援を図るということとともに、日ごろ商店街の利用頻度が低い子育て世代の商店街利用の拡大を図るため、子育て世代に対する本市独自のプレミアム率の上乗せの実施や、商品券で購入した場合、おつりは出さないこととしておりますけれども、少額の商品購入でも商品券の使用を促すため、釣り銭相当額の商店街独自、その商店街独

自では釣り銭が出せるように、店舗単位での買い物券を渡すということなどを実施して、再び訪れていただける再来店を促したり、プレミアム率を高くした市内小規模店専用のスーパープレミアム商品券を創設をするなどの工夫も検討していただきたいと考えております。

そこで、質問をさせていただきます。現在の防府市における個人消費を喚起するために、今まで行ってきた個人消費の喚起策の現状についてお伺いします。

2点目に、過去の市内共通商品券の発行事業の実績についてお伺いしますので、よろしくお願いたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、議員の御質問にお答えします。最初に、市内の景気動向について御報告申し上げます。

防府商工会議所による市内に本社及び支店を置く事業者及び事業主を対象としたアンケート及び聞き取り調査によりますと、製造業については、マツダなどの自動車関連企業の生産が堅調に推移をし、全体でも持ち直し基調となっています。また、雇用情勢も回復基調を続ける一方で、市内の商業及びサービス業については、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動減からいまだ回復しておらず、非常に厳しい状況下にあるとの結果であります。

お尋ねの市内の個人消費の喚起策につきましては、市及び防府商工会議所など、関係団体とが連携をして、地元買い物促進運動である「バイ防府運動」を今年度も引き続き積極的に展開をしてまいりました。その具体的な例といたしましては、行政機関と商工会議所が連携をして、事業費の一部を市内共通商品券で助成する住宅リフォーム助成事業、住宅用太陽光発電システム導入助成事業及び木材エコポイント事業や商工会議所が独自に実施をされた10%付プレミアム商品券などが挙げられます。また、それぞれの事業の実績といたしましては、12月1日現在の集計ですが、住宅リフォーム助成事業では4,610万1,000円、住宅用太陽光発電システム導入助成事業では842万7,000円、木材エコポイント事業では1,371万4,000円、10%プレミアム市内共通商品券と一般商品券では5,427万6,000円、以上合わせますと約1億2,300万円が発行され、市内の小売・サービス業等にて使用をされております。

次に、過去5年間で市内共通商品券の発行枚数についてのお尋ねですが、まず、平成22年度が8万686枚でしたが、平成23年度は新たに住宅リフォーム助成事業を実施したことにより9万1,012枚に増加をし、平成24年度は7万8,137枚、平成25年度は7万6,169枚で推移をしておりましたが、本年6月には、地域の経済対策

として、プレミアム付商品券が発行されたことによりまして、12月現在で約5万枚増の12万2,518枚となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございました。やはり、事業を新しく展開したり、みんなが使おうと思ったときには、この市内共通商品券が大量に発行されて、市内で商品を買っていただけるということが、過去の実績についても実証されていると思います。

特に、今、マツダが堅調に推移しているということの中で、当然、賃上げが来年の4月には行われる予定だと思いますし、ボーナスも堅調に推移していれば出て、そろそろ使おうかなというときに、じゃあ市内で使っていただけるか、福岡とか大阪、広島の方では使うかによっては、市内の商店街の方たちの、今からの商売にするに当たって、落ち込む商店街をどうするかということについても有効な施策だと考えております。

特に、子育て世代の方は、天神商店街とかあんまり行かれずに、大手のスーパーさんに行くとかありますので、これから政府の経済対策でそういう交付金に来て、2割程度つけられるように、その予算をつけてくるのではないかというふうに考えておりますけれども、そういう先ほどもちょっと私の質問の中でも言いましたが、ちょっと防府独自で、子育て世代にはちょっと率を高くして、スーパープレミアム券というものとか、商店街の独自の、ここの商店街で使うときにはこういう特典があるよとか、そういう他の市にはない、そういうものをぜひ消費者の意見とか商店街の店主の皆さんとかと今から協議していただいて、その計画書を出されるときには、ああ、防府で買い物できてよかったなというふうになるようにしていただきたいなと思っております。

そこで、ちょっと再質問させていただきます。平成26年の補正、この選挙が終わってからのことだと思うんですけども、国の経済対策が実施された場合に、本市の実情に応じた取り組み、先ほど申しましたように、特に中心市街地の商店街で集客の落ち込みが激しいところとか、子育て世代の支援になるような防府市独自の商品券などについて、商店街や消費者の方に意見を聞きながら、その意見を反映されて実施されるか、そういう実施計画書の中で地域の実情に応じたものをつくっていただけるか、市長にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。（「質問の意味がよくわかりません」と呼ぶ者あり）

済みません、質問、ちょっと長くなったんで、簡単に言いますと、今から国の経済対策で市の実施計画をつくる中で、防府市の実情に応じた計画書、特に言ったスーパープレミ

アム券じゃないですけど、ただ2割を乗せるのではなくて、その実情に応じた計画書を、商店街や消費者の意見を反映されて実施される予定があるかということです。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） おっしゃるようなことにつきましては、政府の経済対策というものの詳細もわかっておりませんし、現段階で、スーパープレミアム商品券のような形の展開を本市独自でという考えは現在は持ち合わせておりません。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○16番（吉村 弘之君） 私が今スーパープレミアム券と申し上げたんですが、今から給料が徐々に上がってくる、ここで、よし使おうかなという気持ちというか、スーパーという言葉だけではちょっとまずいんですけども、そういうちょっと今から防府市の経済、個人消費に対して頑張るぞという意識をぜひ持っていただきたいと考えておりますので、これは要望として、市の執行部の方に、計画書をつくるときには、ぜひいろんな方の意見を聞いていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、16番、吉村議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月24日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、直ちに議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。お疲れさまでございました。

午後2時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月8日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 清水 浩 司

防府市議会議員

藤 村 こずえ